

馬建忠のインド紀行、「南行記」

——一八八一年、アヘン貿易漸減案打診の旅——

坂 野 正 高

印度之民日富。中國之民日絀。可慨也已。

——馬建忠（一八八一年、ボンベイにて）

- 一 ま え が き
- 二 旅程と同行者吳廣霈
- 三 馬建忠派遣の背景
- 四 香港・インド當局との接觸と、アヘン事情についての調査
- 五 旅行中に會つた西洋人
- 六 華僑との接觸
- 七 馬建忠のインド觀
- 八 むすび——吳廣霈のみた馬建忠

一 ま え が き

文法書『馬氏文通』（商務印書館、初版一九〇四年）の著者として、また北洋大臣李鴻章（一八三——一九〇二）幕下の交渉家、行政官、ないしは、アントルプルヌールとして、あるいはまた、實務體驗と、一八七七年から三年間のフランス留學の體

驗とをふまえた辛辣な改革思想家として知られた馬建忠（字は眉叔、一八四四—一九〇〇）は、『適可齋記言記行』（序文、一八九六年）と題する文集を公にしている。この書物は、經濟政策・外交・海軍・鐵道などについて書いた意見書や論説のたぐいの一一篇——うち、六篇はフランス留學中に執筆——を収めた『適可齋記言』全四巻と、彼が視察・交渉ないしは政治工作のために派遣された折の旅行記五篇を収めた『適可齋記行』全六巻を収めている。

私は、これまでに、『適可齋記言』に収められている文章を主な材料にして、馬建忠について三つの論文を發表した。まず、『フランス留學時代の馬建忠——外交および外交官制度についての二つの意見書（一八七八年）を中心として』（『國家學會雜誌』八四巻、五・六合併號（一九七一年八月）、頁二五七—二九三）においては、馬建忠の生涯と思想の全貌について素描をこころみた上で、近代外交と外交官制度についての彼の所論、ことに、いかにして中國に専門外交官組織を育てるべきかについての彼の意見を検討した。つぎに、『馬建忠の海軍論——一八八二年の意見書を中心として』（川野重任編『アジアの近代化』（東京大學出版會、一九七二年）、頁三三—三四四）においては、創設期の北洋海軍の建設にかかわっていた彼が李鴻章の諮問に答えて書いたきわめて長文の意見書を分析し、とりわけ、専門家集團としての海軍將兵の養成の問題に彼がもっとも重きをおいていることに注目した^①。さらに、『馬建忠の鐵道論——一八七九年の二つの意見書』（『東洋文化研究所紀要』六三冊（一九七四年三月）、頁二二—二五〇）においては、（一）中國に早急に鐵道を敷設すべきこと、（二）鐵道敷設にあたって考慮すべき資金の調達、ことに外國からの借款、（三）敷設工事じたい、および、（四）開通後の管理・運営、という四つの點についての彼の所論を考察した。

『適可齋記行』に入っている五篇の旅行記の中で、とりわけ注目に價するのは、本稿においてその紹介を試みる「南行記」である^②。これは、一八八一年（光緒七年）に、馬建忠が北洋大臣李鴻章の非公式特使として、アヘンの一括購入と、アヘン貿易の漸減の案について香港政廳とインド政廳の意向を打診し、かつ、アヘン事情（ことに、インド政廳のアヘン收入の仕組）について調査するために、シムラまで往復三ヶ月の旅行をした折の日記體の記録である。この旅行記は、アヘン

問題についての打診や調査という彼のいわば公的な活動を知るための大切な資料であるばかりでなく、上海、香港から始まって、サイゴン、シンガポール、ペナン、さらには、インドの各地や、コロンボなど、行く先々でのさまざまな中国人や外国人との出会いや、その土地の事情についての見聞の記録としても貴重である。^③

なお、馬建忠に同行した吳廣藩という外交官志望の若い讀書人が、「南行記」よりもさらにくわしい「南行日記」^④という旅行記を書いている。この「南行日記」を併せて参照することによって、馬建忠のこの旅行の種種相が一層はつきりする。

二 馬建忠の旅程と同行者吳廣藩

「南行記」によると、馬建忠は一八八一年七月一日（光緒七年六月三日）に、北洋大臣李鴻章（正確にいうと、彼は大學士・直隸總督であり、且つ、直隸總督として、所謂北洋大臣の職務を兼ね、欽差大臣の資格を帯びていた）から「鴉片事宜を訪辦せよ」という口頭の訓令（「面諭」）をうけ、翌一九日夕食後、天津で汽船に乗り込み、夜半、午前一時に出帆した。^⑤ 彼は、李鴻章から香港總督とインド總督にそれぞれあてた紹介状を携行した。^⑥

彼は、芝罘に一晚碇泊し、上海に五日間滞在し、八月二日、香港に上陸した。香港では、香港總督からインド總督、海峡植民地知事、およびボンベイ知事にそれぞれあてた紹介状をうけとり、八月一日に同地を出帆してシンガポールに向い、途中、サイゴン港に一晚碇泊した。ついで、シンガポールに二日間、ペナンに二日間滞在して、八月二九日、カルカタに上陸した。同地には四日間滞在したが、グレート・イースタンホテル（大東客寓）the Great Eastern Hotel）に宿泊した。^⑦

馬建忠は、カルカタからアンバラまで汽車で旅行し、そこからは馬車を利用して、九月五日に、英領インドの夏期の首都たるシムラに到着した。シムラではとりあえず旅館におちついたが、次の日に、インド政廳側の用意した迎賓館

（館舎）に移った。シムラには九日間滞在したが、その間、手厚くもてなされ、總督その他の高官から、晚餐、晝食會、茶會のたぐいにしばしば招かれた。彼は、インド總督リボン（「黎制軍」）（George Frederick Samuel, first Marquess of Ripon, 1827—1909）と一回會談し、財務部長（「アリング」）（總理戶部員冷）（Evelyn Baring, later first Earl of Cromer, 1841—1917）とは、二回、長時間の會談を行った。九月一四日にシムラを離れた馬建忠は、アンバラから汽車で旅行し、デリーで、藩王國の多いラージプターナ（現在のラージャスタン）の廣大な地域を通る狹軌の鐵道に乗換え、九月一七日にボンベイに到着した（シムラからの馬車と汽車の便はリボンの指示で手配され、運賃も政廳が負擔した）。ボンベイ滞在中に、彼はボンベイ知事フーガソン（「撫軍福葛松」）（Sir James Fergusson, sixth Baronet of Kilkerran, 1832—1907）を避暑先のブーナへ訪ねに赴き、知事別邸の客室に二泊した。^③

馬建忠は、九月二四日、ボンベイから出帆した。コロンボ、ペナン、シンガポールに立寄り、一〇月一二日、香港に到着した。同地に三日間滞在し、一〇月一八日、午後九時、無事上海に歸りついた。「南行記」の旅の物語は、ここで終っている。^④

「南行記」だけを讀むと、馬建忠が一人で旅をしたような印象を受ける。實際は、吳廣霽（字は瀚濤、號は劍華道人、一八五五—一九一九）という、一八八一年現在で數えの二七歳の、即ち、馬建忠よりも一歳若い青年が、終始、行をとともにした。彼が書いた「南行日記」と題するこの旅行の詳細な記録が王錫祺輯『小方壺齋輿地叢鈔再補編』の中に、馬建忠の「南行記」のすぐあとに續けて、收められている。「南行記」が全文約二萬字であるのに對して、「南行日記」は全文二萬六千字の長さである。^⑤

吳廣霽は、安徽省涇縣の人。高祖父の芳培は乾隆四九年（一七八四年）の進士（二甲二六名）で、左都御史にまで昇進した。祖父の朝宗は、江西省で長く役人をした。吳廣霽は、經學、歴史、小學にくわしく、詩をよく作り、また、「舞劍」

をよくして、みずから劍華道人と號した。彼は、天津で徐壽朋（字は、進齋、一九〇一年卒）に洋務を學び、一八七七年二月、初代駐日公使何如璋（在任、一八七七一—一八八二）の隨員として日本に赴き、神戸領事館に配屬された。一八七九年に日本を訪れた王韜（一八二八—一八九七）は吳廣霈にも出會つて、何度か同席しているが、『扶桑遊記』の一八七九年八月二五日の項で、「瀚濤は、今世の豪傑の士也。年少にして、才は奇し。識見は超卓し、志量は恢擴なり。當今、殆んど其の儔を罕にす。」と評している。吳廣霈は、馬建忠に隨行してインドに赴いたあと、天津の津海關道から駐米公使（駐スベイン、ペルー公使兼任）となつた鄭藻如（字は、玉軒）（在任、一八八一—一八八五）の隨員として渡米し、在ペルー副領事をつとめた。また、徐壽朋駐朝鮮公使（在任、一八九九—一九〇二）のもとで、漢城總領事をつとめ、蔡鈞駐日公使（在任、一九〇一—一九〇三）のもとで、公使館參贊をつとめた。のち、吳廣霈は、候補道として江蘇省に赴き、高等學堂監督、官書局總參議をつとめた。辛亥革命後、趙爾巽に招かれて、その主宰する清史館に入り、『清史稿』の編纂の仕事に數年間従事し、一九一九年に、數えの六五歳で逝去した。^①

吳廣霈は、鄭觀應と親しく、鄭觀應の『盛世危言』の序文と凡例には、校正ないしは校訂の仕事をしてくれた一人として彼の名前がみえ、彼自身、光緒一八年（一八九二年）一月下旬（壬辰仲冬下浣）の日附で、跋を書いている。また本書には、鄭觀應の論說に對する附錄、附論として、吳廣霈の文章が六篇入っている。^②その中できわだつて長文であるのは、千七百字に近い長さの「續罪言天下大勢通論」（執筆の日附なし）である。これは、『小方壺齋輿地叢鈔再補編』にも、「天下大勢通論」と題して收められているが、内容からいって、一八八〇年代の終りに書かれたものと思われる。この文章は、中國が「一統無外の經を守り、自尊卑人の見を挟み」て、朝鮮、安南、暹羅、緬甸、琉球を屬國とした「古之天下」とは異なつた、五大州に數十ヶ國が相對立している「今日之天下」における國際政治の大勢を論じたものである。とりわけ、彼は、中國の安全をおびやかすものはロシアと日本であるとして、中・露・日三國の間の不安定な勢力均衡の状態を検討し、中國は、ロシアを背後からおびやかしうる英國に接近し、かつ、朝鮮が強大になるように助けて日本を牽制すべ

きであると主張する。そして、「嗚呼、此の二策は、要するに、苟且、活きるを求むる已むをえざるの圖也」と斷じ、中國にとって自強が必要かつ可能であることを説きながら、惜しむらくは、自分の目ではその實現を見るに至らないであろうと嘆じて、結びとしている。

吳廣霈が馬建忠に同行してインドに赴くことになった事情は、「南行日記」の書き出しに、次のように記されている。「辛巳〔光緒七年、一八八一年〕六月、津門〔天津〕に客となり、馬眉叔〔馬建忠〕觀察〔道員〕の家に寓る。時に、徐進齋〔徐壽朋〕師、まさに鄭玉軒〔鄭藻如〕觀察の美州に節を持するに随わんとす。玉軒年伯、余の時事を談ずる文を見て大いに獎譽を加え、これを陳同甫〔南宋の學者、陳亮〕に比し、余の曾て徐を師として洋務を學べるを以て、周玉山〔周馥〕觀察に力薦す。余、志は出洋にあり。固辭して、就かず。たまたま、眉叔、合肥相國〔大學士李鴻章〕の命を奉じて南洋に事あるをもって、余の同じく往かんことを邀む。慨然として、これを許す。」

馬建忠は「南行記」の中で、吳廣霈のことに全くふれていない。ただ、船中で「友人」と話をしたという記事が二回出てくるだけである。他方、吳廣霈の「南行日記」は、馬建忠とその動靜について、絶えず述べている。馬建忠は、主として、行くさきさきにおけるイギリス當局との接觸ないしは交渉、經濟的、社會的な狀態についての觀察や見聞といった、いわばこの旅行の公的側面について語っているのに對して、吳廣霈の方は、馬建忠の公的活動にはほとんどふれず、その土地その土地の都會の様子や風景とか、住民の風俗習慣について記している。彼はまた、彼ら二人の、とりわけ上海と香港における、中國人の知合いとの間の社交的な往來について、詳細にのべている。たとえば、上海で彼らと毎日のように聚豐園とか復興園という酒樓に集まって酒を飲んだ人たちとして「南行日記」に名前が出てくるのは、申報館の錢昕伯、同館の記者張攸軒、馬建忠の舊友で年若い姚賦秋、賦秋が引合せてくれた「老名士」李辛仙、吳廣霈が路上でばったり出会って大喜びをした龔竹生、その甥の龔秋孫、馬建忠の兄と舊知の劉仲康といった所謂「上海名士」の人たちである。香港では、二人は毎日のように王韜（王紫詮）に接觸しているが、「南行日記」には、吳廣霈が、文字通り、王韜のところに

入り浸っていた様子がくわしく記されている。^⑨

「南行日記」には、軍事や國際政治の面における中國の力の衰退を嘆く吳廣霈の感懷をあらわに示す記事が何ヶ所かある。^⑩この點、たとえば、インドにおける英兵の駐屯地のかずかずについてもさらりと書き留めているが、むしろ經濟や鐵道についての記事が多い「南行記」と對照的である。

「南行記」には、「南行日記」における該當記事と全く同じか、ほとんどそのままの表現や文章が、いたるところに目につく。おそらく、馬建忠は「南行記」を起草、ないしは推敲するとき、吳廣霈の日記を材料として参照したのであらうし、また、吳廣霈が直接に馬建忠の日記の文章に手を入れたこともあったのであらう。^⑪吳廣霈のこの旅行における任務は、宿舎において、馬建忠の英國植民地當局との會談についての記録の整理、李鴻章への通信文の起案や發信の手傳などの所謂「文案」の仕事であつたようである、そうした仕事の一部分として、いわば當然に、馬建忠の日記の執筆を手傳つたものと考えられる。^⑫

三 馬建忠派遣の背景

李鴻章が馬建忠を香港・インドに派遣した理由は、何であつたか。一八八一年の馬建忠の旅行は、一八七六年の芝罘協定の調印から、同協定第三部第三條のアヘン課税に關する規定に對する英國とインドのアヘン商人およびインド政廳の反對が強く、英國政府による協定の批准が大いにおくれ、一八八五年にロンドンで結ばれた追加條款によつて、漸く問題が解決するに至るまでの九年近い兩國間の交渉の歴史の中の一つのエピソードである。そしてさらに、この九年間は、アヘン戰爭の近因となつたアヘン貿易が、アロー戰爭の結果、一八五八年に合法化されてから、アヘン貿易の年々の漸減を約束した一九一一年五月八日の中英協定の規定どおりに、一九一七年に、インドから中國へのアヘンの合法貿易が全く終焉するに至るまでの、長い歴史の中の一節である。^⑬

一八五八年六月二六日の中英天津條約第二六條の規定に基づく通商規則を包含する中英協定が同年一月八日に上海で調印されたが、この協定の第五條第一項はこれまで禁制品であつたアヘンを「洋藥」(英文テキストでは、“Opium”)という名稱で輸入し、一ピクルにつき銀三〇兩^{テイル}(從價、七、ハバーセント程度)の輸入税を課することをさだめた。かつ、新たにきめられた二・五パーセントの内地通過税を條約港で支拂えば、それ以外に内地關税をかけられることがないという所謂通過税特權はアヘンには適用のないものとし——即ち、アヘンに對する釐金その他の内地關税の徴收は地方官憲の意のまま——、また、外國商人はその輸入したアヘンを條約港においてのみ賣ることを許され、内地へは、ただ中國人によつて、中國人所有の商品としてのみ、輸送することができるとした。一八五八年の天津條約第二七條にある、締約國は一〇年後に通商に關する事項と稅率表を改正することを求めうとした規定にもとづいた條約改正交渉の結果結ばれた一八六九年一月二三日の中英間の所謂オルコック協定——調印者は、英國公使オルコック(Sir Rutherford Alcock, 1809—1890)と恭親王・文祥その他の總理衙門大臣——は、アヘンの輸入税を一ピクルにつき銀五〇兩^{テイル}に引上げた。併し、周知のように、オルコック協定は種々の點で英國側の中國貿易關係の業者の反對が強かつた爲に、英國政府が批准を拒否した。

一八七五年二月に雲南省のビルマとの國境に近い地點で北京の英國公使館の館員マーガリ(A. R. Margary, 1846—1875)が殺された所謂マーガリ事件のあと、この事件を解決することとオルコック協定が發効しなかつた爲にそのままになつてゐた兩國間の懸案を解決することを目的として、英國公使トマス・ウェード(Sir Thomas Francis Wade, 1818—1895)と北洋大臣李鴻章の間に交渉が行われ、その結果、一八七六年九月一三日に所謂芝罘協定が調印された。この協定の第三部(通商)の第三條は、アヘン課税について次のように定めた。第一に、アヘンが輸入された場合には、とりあえず洋關がこれを條約港の保稅倉庫に入れる。第二に、アヘンが賣れたときに、洋關は、輸入した英國商人からは輸入税(從前どおり、一ピクルにつき銀三〇兩^{テイル})を、買入れた中國商人からは釐金を、同時に併せて徴收する。第三に、徴收すべき釐金の額

は、條約港ごとに、その省の當局がこれを定める、というのである。この規定は、新たに宜昌、蕪湖、溫州、北海を條約港として開き、また、揚子江に六ヶ所の立寄港 (ports of call) を設けることを中國に認めさせることを代償として、中國側が通過税特權によってカヴァーされない輸出入商品に對して自由に釐金をかける權利——外國商人はこの權利を必ずしも認めようとはしていなかった——のあることを確認し、ただその徴收方法を改めさせようとする一種のギヴ・アンド・テークの一部分をなすものであった。即ち、第一に、條約港區域の中で外國租界を外國商品の釐金免除區域とする〔即ち、租界内にある釐金徴收所は租界外に撤退させる、言いかえると、租界の外に出れば外國商品は釐金の對象となる。但し、通過税特權を利用しうるのは、從前通り〕（第三部第一條）、第二に、アヘンについては、前述のように、一たん保税倉庫に入れ、賣れた場合に洋關が、一ピクルにつき三〇兩の輸入關税だけでなく、釐金をも併せて同時に徴收する（即ち、洋關が釐金徴收所に代つて徴收する）、そして、その釐金の額は、從前通り、各省當局の裁量にまかすということになったのである（第三部第三條）。なお、この二點の實施期日については、英國政府が他の諸外國政府と了解をとげた上で、これを定めることとした（第三部第六條）。

芝罘協定を中國政府は直ちに批准したが、英國政府はすぐには批准しようとはしなかった。その主な理由は、一つには、第三部第一條の租界を釐金免除區域とする規定に對して、これは區域の外での内地關税の徴税を公然と認めることになるとして、外國商人の間に反對が強かったことにあった。また、一つには、ことに、釐金の額が地方ごとの裁量に任ざれていて、どれだけになるかが分らないで不確定であることから、釐金が高くなつてアヘンの賣行きが落ちて、インド政廳のアヘン収入が減少することをおそれたことにあった。釐金が高くなることをおそれる反對は、英國とインドのアヘン商人の間でも強かった。こうしたインド政廳とアヘン商人の危惧の底には、中國の國內において罌粟^{けし}の栽培、從つて土煙（即ち、國內產のアヘン）の生産が増大の一途を辿り、將來輸入アヘンを驅逐しかねない強敵となりつつある事情に對する認識があった。實をいうと、釐金の課税率については、芝罘協定の交渉中に、各條約港に一律の均一レートを設けるこ

とが検討された。しかし、レートの高さについて話が折り合わなかったので、従前通り、各條約港の地方當局の裁量に任すことになったのである。

英國による批准はおくれにおくれ、一八八五年七月一日にロンドンにおいて英國外相ソールズベリ (Robert Arthur Talbot Gascoyne-Cecil, third Marquess of Salisbury, 1830—1903) と中國の駐英公使曾紀澤 (一八三九—一八九〇) との間に結ばれた追加條款によつて、漸く問題の解決をみた。即ち、釐金免除區域の件は棚上げとし(第一條)、アヘンについては、一ピクルにつき三〇兩^{テイル}の輸入税と、一律八〇テールの釐金とを、洋關が併せて同時に徴收することとし〔併せて、一ピクルについて一〇兩^{テイル}で、アヘンの市場價格のほぼ二五パーセントにあたるとされた〕、その他には、包裝を解かず内地へ輸送される途中では一切課税されることはなく、内地の消費地において包裝を解いて小賣されるときには、土煙の納める税金以外、又は、以上の税金を徴收されることはないとした(第三條、第五條)。

馬建忠がインドに派遣されたのは、前述のように一八八一年七月のことであるが、丁度、この年の二月二十四日に大學士陝甘總督として長く内陸アジアの反亂鎮壓に當っていた左宗棠(一八一二—一八八五)が北京に入り、二月二七日附で軍機大臣・總理衙門大臣となつて、アヘン課税をめぐるウエード英國公使との交渉にも、しばらくの間、關與した。陝甘總督時代に罌粟栽培とアヘン吸飲をきびしく取締つて實績をあげた經驗のある彼は、高率の課税によつてアヘン吸飲をおさえるやうという考え方で、一ピクルにつき輸入税は三〇兩^{テイル}、釐金は一二〇兩^{テイル}、併せて一五〇兩^{テイル}を課すべしとウエードに對して主張し、この趣旨を詳論した奏文を六月一日附で呈した。政府は六月五日附の上諭で、この奏文の提案について、「もつともな意見である」(「不爲無見」とし、かつ、「必ず實行すべきもの」(「此事務在必行」として、「南北洋大臣、福州將軍、各直省督撫、粵海關監督」に對して、各地方の實情をよく検討して、取締と徵税の具體的方法を立案して報告せよと命じた。)

この諮問に答えた李鴻章の七月一日附の奏文は、輸入アヘンと土煙の課税をめぐる問題點、ことに香港を中心とする

脱税の實情について詳論し、「釐金を増加しすぎると、脱税がいよいよ多くなるおそれがある」として暗に左宗棠の提案を批判した。彼は、この奏文では、對案としての自分の數字を出していないが、ウェードとの交渉では、ほぼ、輸入税三〇兩と釐金八〇兩、併せて一一〇兩という線まで下げた數字を示した。

この頃、英本國では、一八七四年に、福音主義者とクエーカーを中心とする、アヘン戦争當時からのアヘン反對運動の

流れを引く反煙協會 (the Anglo-Oriental Society for the Suppression of the Opium Trade, or the Anti-Opium Society) が結成され、それ以來、有力な人士を動員して議會の内と外で活潑に動き、芝罘協定を批准すべきことを要求し、また、ロンドンの中國公使館とも接觸した。李鴻章は協會からの呼びかけに答えて一八八一年五月二四日附の書翰を送り、この書翰は七月二九日の『タイムズ』紙上で公にされた。李鴻章は、この中で次のようにのべている。「(上略) アヘンは、英國と中國が共通の土俵の上では決して議論のできない問題である。中國はこの問題全體を道德的な視點からみるが、英國は財政收入という視點からみる。(中略) 中國にとっての主たる動機は、到る處で重税をかけてアヘンをおさえることであり、英國にとっては、アヘンを安くして中國における需要を増大させ、かき立てることが、はっきりした目的である。

(中略) アヘン貿易についての表向きの議論の背後には、かならずインド政廳があり、どんな協定を提案するにも、それがインド政廳によって受入れやすく、その收入をきずつけないような形にせざるをえない。(下略) 反煙協會の推進するこうした反對運動の影響力と反響を、英本國政府もインド政廳も決して無視することはできなかった。

ところで李鴻章は、左宗棠の一五〇兩案を暗に批判した前述の一八八一年七月一日附の奏文に添えた片奏で、アヘンの脱税を防いで税の増收をはかる爲に、香港にアヘン貿易を獨占する「公司」を設立し、役所が大綱を掌握して、中國商人に經營に當らせる方法を、試みに提示した。そして、具體的に、廣東省の何獻墀その他の商人たちが、香港に銀二十千萬ドルを資本とする「洋藥公司」を設立し、インド政廳と契約を結んでアヘンを獨占的に購入販賣し、中國政府に對しては、一ピクルにつき百餘兩の税金(稅釐)を納めるといふ構想を申出て來てゐることを紹介する。彼は、この構想に贊

意を表して、税金は大官を特派して徴收し、その中から、各省へそれぞれの關稅と釐金の取り分を送り、殘額は戶部に送ればよいとし、ただ、香港は英領であるから、まず該商人等が香港總督およびインド總督と交渉して了解をとることが必要であるとする。注目すべきことは、この奏文の中に、「英國の役人、サミュエル」(「英官沙苗」)の名前が出てくることで、彼は舊曆四月(陽曆四月二八日—五月二七日)に、各港のアヘンの賣行きを調査する爲に中國に派遣されて來て、天津に來たときに自分も會っているが、何獻墀等が彼とアヘン獨占の公司をつくる件について話し合ったところ、「心に留めておこうと言ってくれた」(「允爲留意」)ということだとされている。

李鴻章のこの片奏は、「南行記」の冒頭に、李鴻章から口頭の訓令をうけて、「南洋」に行くことになったと記したすぐそのあとに、「附錄」として二行割註の形で、全文が、ほぼ同文で、收められている。あたかも、馬建忠が、この資料をして彼の派遣の由來ないしは背景を語らせようとしているような印象を与える。

このサミュエル(「沙苗」 Joseph Samuel)という人物は、中國へ來て、一種のアヘン專賣案を提案したのである。その要點は、インド政廳がマルワ・アヘンとベルシャ・アヘンを含む全アヘンの貿易を支配する、中國以外の香港、コチンシナ、マニラなどの地域への割當分を除いたアヘンはすべて、中國にある中國人もしくは外國人たる獨占者(a monopoly)に賣り渡される、その獨占者だけが外國アヘンを中國へ輸入して賣りさばき、洋關を通じて中國政府に一ピクルにつき一〇〇兩を支拂う、これは輸入稅と釐金をふくむ他の一切の税金に代るもので、これを支拂ったアヘンは條約港と否とを問わず、どこでもそれ以外の課稅を免れる、というものであった。先に引いた片奏で、李鴻章はサミュエルを「英國の役人」(「英官」)、「英員」といつているが、ウェードは彼のことを「金融機關に關係している聰明な男」(「an intelligent gentleman connected with money agencies」)あるいは、「民間の投機家」(「a private speculator」)と形容し、「彼はたしかにかなる公職にもなかつた。併し、領事や公使からの何らの紹介もないのにサミュエル氏を引見した大學士李(鴻章)は、彼が公人としての責任のある地位にあるものと誤想したようである」と評した。

サミュエル案に對して、中國政府は何らはっきりとした態度をとらなかったが、この案は、李鴻章が馬建忠をインドに派遣した直接のきっかけ、ないしは、動機として作用したらしい。^③ ウェードによると、李鴻章は、サミュエルの先例にならって、これとは別に、特使をインドに派遣することを「外國人顧問」から強く勧められ、その結果選ばれたのが馬建忠であり、馬建忠がアヘン貿易を漸減して終了させる可能性についても打診することになったのは、この「外國人顧問」の發案によるという。總稅務司ハート(Sir Robert Hart, 1835—1911)は、もつとはっきりと、馬建忠の派遣はデトリング(Gustav Derring)「天津の津海關稅務司で、李鴻章の片腕であつたドイツ人」が考え出したことで、李鴻章がそれを取りあげてサミュエルの「考えを横取りして出し抜いた」(“Li has stolen his thunder.”)のだと斷言している。^④ ちなみに、馬建忠の「南行記」は、デトリングに一言もふれていない。^⑤

馬建忠が出發に當つて李鴻章からうけた口頭の訓令のくわしい内容は不明であるが、右に述べたような背景を念頭において、李鴻章の一八八一年七月一九日、即ち、馬建忠が天津で乗船した日の日附の駐英公使曾紀澤宛の「函」(公務の上での、非公式の書翰)を読むと、馬建忠の出發の時點で、何が彼の任務とされていたかがはっきりと分る。

この函は、前述の七月一日附の李鴻章の片奏のコピーを同封しており、その内容の要點を記してから、次のように述べている。「此事「廣東商人の獨占案」は重大であつて、インドと香港の英國當局の諒承をえた上でないと試辦できない。ウェード公使はひそかにインドの財源と英國商人の商賣をかばい、どこまでも狡猾であつて、これを相手に交渉はできない。敝處は道員馬建忠を派遣し、服裝を改めて香港とインドに赴かせて商情をひそかに調査させ、ついでに手紙を持たせてやつて、それぞれのところの總督に直接に會つて、一切のことについて討論させるつもりである。その大意は、中國と英國のそれぞれにとっての根本問題は、我々は脱稅を防がねばならず、彼らはインド政廳の收入を維持せねばならないということである。このアヘンからの收入を漸次に減少させる方法をどうやつてしかるべく立案するか。もし、その方法について話がまとまれば、その上で、華商が資金を集めて公司を設立できるかどうか、英國當局者がそれを認めるかどうか

をみたい。まず、内情をくわしく知りたいので、そうすれば方法も考案できようかと思うのである。これは、わたくしの私見であって、總理衙門には相談をしてない。唯、おそらく、道員馬建忠が香港とインドに至った後、先方が或いは外務省に電報で報告するだろう。もし、あなたにそのことをたずねたならば、私の氣持を傳えて頂ければ幸である。」

四 香港・インド當局との接觸と、アヘン事情についての調査

さて、この旅行における馬建忠の公的な活動の跡を、すこし詳しく辿ってみよう。

上海に上陸した翌日、馬建忠は外國書店に立寄って、アヘン問題に關する外國書を數冊購入した。彼はこれに上海滯在中にざっと目を通し、上海から香港への船の中でこれを読み、香港に到着してから、總督との會見に赴く日の午前中に、これをひもといている。^⑤

香港において、彼は香港總督ヘネシー（「撫軍燕巢斯」Sir John Pope-Hennessy, 1834—1891）と一回正式に會談し、總督祕書官アイテル（「參贊歐德里」Ernest Johann Eitel, 1838—1908）とは、連日のように會つて、かなりにつつこんだ話し合いをした。彼はここ一〇年間のアヘンに關する保存記錄九二件の閱覽を許され、これに目を通してながら中文で書抜きを作つた（「隨聞隨譯」）。彼はまた、ヘネシーの本國政府宛の機密通信（「密牋」）をみせられた。^⑥

「南行記」には、馬建忠が八月五日にヘネシーと會見した折の問答の概略を記錄した「節略」が收められている。これによると、彼はまず、中國における現行のアヘン課税の稅率が極端に低いことを強調した。天津條約の定めた一ピクルについて三〇兩^{テイル}という輸入税は、從價一〇パーセントにもならない。内地の釐金税を加えても、六〇パーセント以上にならない。煙草や酒類の害はアヘンの百分の一度であるが、英國はフランスの酒に對して一二〇パーセントの税をかけ、フランスは他國の煙草に二〇〇パーセントの税をかけている。インドのアヘンは、政府の專賣の賣値の買入價格のほとんど三倍である（「幾倍三焉」）。香港のアヘン税は、一〇〇パーセントである。中國は芝罘協定のアヘン條項にもとづいて、ア

ヘンの課稅率を高めたのだが、英國はまだ協定を批准していない。輸入税と釐金を併せて一ピクルについて一五〇兩^{ギール}としたいという大學士左宗棠の提案を、高率にすぎて行いがたいとする外國人もあるが、一五〇兩^{ギール}というのは、香港のアヘン税の一〇〇パーセントに比べれば、半分以上である。ただ、左宗棠の提案がまだ實行されていないのは、俄かに税を増すと、脱税も一層ひどくなる恐れがあるからである、というのである。

ついで、馬建忠は、だからこそ、アヘン税を増すことができて、しかも同時に、脱税を根絶できるような良い方法をたずね求める爲に、ヘネシイに會いに自分は派遣されて來たのだと述べ、アヘンを扱う權を政府が掌握して、密輸業者（「私販」）の手に歸せしめないようにすれば、輸入を一年一年減少させて、漸次になくしてしまうことが期待できるのではないかと、ヘネシイの力添えをもとめた。^⑤

これに對するヘネシイの反應はかなり肯定的で、中國がアヘン脱税を杜絶させるのを助けたいとかねてから考えていたとし、アヘンの税金は暗に禁止の意を寓するものであつて、たとえ稅率を一〇〇パーセントにまで高めても、多くはないと思うとのべた。馬建忠がサミュエル案について意見を求めると、ヘネシイは、ハートからの來信でもこれを善しとしているが、ただインドからのアヘンの購入を商人の「公司」にやらせると、私腹を肥やされて、稅收入の助けにならないおそれがあるし、中國政府が商人の公司を香港に設立することを准しても、英國政府としては斷じてこれを許しがたい、政府がみずからアヘンをインドから買入れて香港に貯藏し、買入價格の五割増しないしは二倍の價格で、各港の「承攬公司」（專賣會社）に賣れば、「公司」にやらせて輸入税と釐金をこれから徴收するのと同じであるとした。馬建忠はこれに對して、インド政廳（「印度國家」）は中國だけに賣ることを承諾するだろうか、ヘネシイはインド總督と親しいときいているが、文書往復でこの件に論及したことがあるかと問うた。ヘネシイは、インド總督からサミュエル案を大筋において支持しているように書いて來ていると答え、李鴻章が馬建忠をインドに派遣してアヘン問題について交渉に當らせることは當然のこととした。馬建忠は、インドに行くか否かは、ヘネシイの指示に従うように命ぜられていと答え、ヘネシイ

は、あなたの爲によく考えてみようと思つた。

以上、繁をいとわず、八月五日の馬建忠・ヘネシイ會談の内容を紹介したが、馬建忠はその後、八月八日、九日、一日と、さらに三回ヘネシイに會つてゐる。ヘネシイは、八月八日の會見の折には、馬建忠の來訪の事情をすでにくわしくインド總督に書き送つたとのべた。八月一〇日には、特にインド行きのこととゆつくり相談しようということで、ウィクトリア・ピークの頂きにある總督公邸に招かれ、ヘネシイが自分で書いたインド總督、シンガポールの海峽植民地知事、およびボンベイ知事にそれぞれ宛てた紹介狀をわたされた。

サミュエル案は、アイテルとの間でも話題になつた。總督との正式會談の前日、八月四日、アイテルは馬建忠の問いに答えて、「サミュエルは、ロンドンのインド省（印度部）the India Officeの役人（司員）で、この度來たのは、外務省の證明書を所持して「有外部憑信」——或いは、外務省の信頼をうけて、の意か——インド、ペナン、シンガポール、香港、および中國各港に赴いてアヘン事情を査察するためであつて、實に、英國政府が派遣した人間である」と説明し、サミュエル案については、「實に創見である」と評し、ハートからの來信でもこれに觸れてゐるとのべた。さらに、ヘネシイとの會談の次の日、八月六日には、中國政府が香港にアヘンの貯藏倉庫を設け、香港における禁制品の扱いにして、中國の役人が來て密輸を取締ることは、香港總督の権限内のできる、ヘネシイもそう考へてゐる、とのべた。

八月一日、馬建忠が香港から出帆するときには、ヘネシイの指示で、アイテルが總督乗用の小型汽船に馬建忠をのせて、船まで同行して見送つた。

シンガポールにおいては、ここに駐在する海峽植民地知事ウェルド（本埠英撫味爾德）Sir Frederick Aloysius Weld, 1823—1891の代理クレメンティ・スミス（代理本埠撫軍市米德）Sir Cecil Clementi Smithと長時間會談して、同地におけるアヘン貿易やアヘン收入について學び知つた。避暑中であつたウェルド知事とは、ペナンの知事別邸において會見した。次の日に、ウェルドは、シンガポールとペナンのアヘン輸出入規則とアヘン精製所規則（「煮煙公司之例」とを屈けてよこ

した。^④

カルカッタでは、ベンガル準知事アシリー・イーデン（「撫軍亞散依登」Sir Ashley Eden, 1831—1887）の祕書官（「參贊」）高克來（原名未詳）が、インド政廳のアヘン專賣制度について説明をしてくれた。この人の紹介で會ったアヘン事務主任擔當官（「總理鴉片事務」）福貝斯（原名未詳）は、馬建忠をアヘン競賣場へ案内した。長さ數十丈、幅五丈のその部屋には、三〇〇人以上の買手が集まっていた。その中では、ユダヤ人が一ばん多く、ペルシャ人と英國人もかなり居た。英國人仲間の頭株は、「怡和行」（Jardine, Skinner and Co. (?)）であつた。この福貝斯という名の役人は、「鴉片局」（原名未詳）關係の詳細な規則集二巻と、鴉片局の總督宛の前年度の年次報告書一巻を借覽させてくれた。^④

馬建忠のインド旅行のいわば山場は、シムラに滞在した九日間であつた。この滞在期間中に、彼は總督リボンと九月七日に會見し、その次の日と、次の次の日に、財務部長ベアリングと二回の會見をした。『李文忠公全集』の「譯署函稿」卷一二には、この三回の會見の問答の要點を一问一答の形式で記録した三つの「問答節略」が收められている。^④ その中でベアリングとの第一回會見の「節略」——長さは第二回分の三倍をこえる——だけが、「南行記」の九月八日（舊閏七月十五日）の項に、二行割註の形で入っている。^④

馬建忠とリボンとの會見について、シムラからロンドンのインド省にあてた一〇月一日附の報告は、きわめて簡潔に、リボンは馬建忠（"Ma Kie Tchong, the secretary to His Excellency Li Hung Chang, the Imperial Commissioner, Pekin"）に、「中國政府とインド政廳（the Government of India）との間で、直接に正式の交渉（formal negotiations）を行うことはできない。併し、もし彼（馬建忠）がベアリング大佐と話し合えば、アヘンに關して彼の役に立ちそうなどんな情報でも、非公式に（unofficially）、手に入れることができよう」と告げたとのべているにとどまる。

馬建忠の「南行記」では、「話の折に、アヘンのことは、余はただその大綱を綜べるだけである、その詳細については、財務部長と細かいところまで話し合つてはじめて、明かになろうとのべた」とだけ記して、詳細な節略にゆづっている。^④

「譯署函稿」所收の節略によると、兩國間の交渉に關すること、ここできめられることではないというリポンの發言に對して、馬建忠は、インドのアヘン專賣に對して英國議會で強い非難の聲が上っているが、インドの財政收入の大宗であるアヘンは急には禁絶できないと指摘し、そこで李鴻章が、まずリポンの意見を聞いて、後の交渉に便ならしめる爲に、自分を派遣したのだと應酬した。彼はまた、輸入アヘンに對する關稅は兩國の協定によるが、内地の釐金の稅率は、これとちがつて、中國の一存で高めることができるのであり、罌粟の栽培の禁が解かれて土煙がもつと増せば、インド・アヘンの賣行きは落ちようとのべ、李鴻章は貴國との和好がすでに深いことを思い、兩國の雙方にとって善い方策をあらかじめ探問する爲に自分をよこしたのだと念を押した。リポンは、ヘネシイからの通信で、中國政府がアヘンを一括購入したいという馬建忠の提案（「所云通盤承買鴉片一節」）についても既に承知しており、「だいたい實行可能であるが、細かい點についてはなお詳しく討議する必要がある」（「大端可行。細節尙須詳議。」）として、詳細についてはベアリングと話し合つてくれとのべ、ただ、ベアリングの意見はたしかに自分の意見と一致しているが、これは自分たちの意見であつて、他日兩國がそれぞれ公使を派遣して交渉するときに、これを據りどころとして引合いに出さないでほしい（「不必據此爲憑」）、と釘をさした。

ベアリングとの會見については、馬建忠の書いた二つの問答節略とベアリング自身の筆に成る「馬建忠との會話の覺書」^⑤とを比較することができる。ベアリングによると、馬建忠はフランス語を流暢に話したので、二人は通譯の助けを借りないで話し合えた。ベアリングが強調したことは、外交交渉はすべて北京駐在の英國公使を通じて行われるべきで、従つて自分のいうことはすべて個人としての意見にすぎず、本國政府ないしは、インド政廳の總督や同僚達に代つて言質を與えるものではない、また自分の個人的意見でも、それを文書の形にしてわたすことはできない、ということであつた。馬建忠は、自分の任務は、ただ、後日の交渉の爲の準備工作をすることであると答え、具體的な細かい提案をするのではなく、中國政府が英國政府に對してアヘン問題に關して提案をした場合に、インド政廳は、乗り氣になつてこれを検討して

くれるかどうか、おおよそのところを承知したいとのべた。この點についてのベアリングの返事は、自分の個人的意見であるが、どのような提案がされても、友好國政府に對して當然拂うべき敬意と注意深さをもって検討されるべきだという助言をいたそうだったのであった。^⑤ 中國政府がしようと考へている提案の大筋というのは、「インド政廳は中國の必要とするアヘンを直接に中國政府に供給する、中國政府の方はある一定の金額を何年かの間——彼〔馬建忠〕は、三、四〇年、ないしは五〇年か、といった——支拂うことを約束し、そして、この金額を漸次に減少させる」というにであった。^⑥ これに對し、ベアリングは、「インド政廳の財務部長としての立場からは、中國政府のしよとする提案が正確にいつて如何なるものなのかについて、もっと詳しく聞かせてもらわなくては、はつきりとした意見は何もいうことはできない」と答へた。

ベアリングによると、大切な話は以上の程度であつたが、それ以外に、アヘン問題をめぐつてあちこちと話題がとんで、話はずんだという。たとえば、馬建忠が、ベンガルと西インドにおける政廳のアヘン收入の仕組についてはいろいろと知りがつたので、ベアリングは、この二つの異なつた仕組の特徴について、あらましを説明した。彼は、中國政府の眞のねらいはアヘンの吸飲を本當に根絶することにあるのか、それともただ、現在より以上の收入をアヘンからあげることにあるのかを見きわめようと努力したが、無駄であつた。併し、彼のうけた印象では、「中國政府は、アヘン收入にきわめて重きをおいており、これを捨てる氣は毛頭ない」ようであつた。また、彼の推測しえた限りでは、馬建忠はロンドンの反煙協會のことを話題にしたが、「協會は、政治的には、さして重要ではない」と考へているようにみえた。

馬建忠その人については、ベアリングは、「私は馬建忠から、概して、かなり良い (rather favourable) 印象をうけた」と評し、この問題についての中國側の立場を、彼は「正確に」 (truthfully) 表明したようにみえた、とのべている。

ベアリングの「覺書」は、馬建忠との二回の會談を一括して扱い、一三のバラグラフを切つて、いわば項目別にまとめている。馬建忠の二つの「問答節略」^⑦の方は、これとは對照的で、一問一答式に對話を記録したような體裁になつてい

る。これをざっと讀むと、ちょっと、丁丁發止と言葉の刃を切り結ぶ、試合を見ているような感じがする。

リボンと同じようにベアリングも、馬建忠の打診したアヘンの一括購入案（通盤承買鴉片一節）に對して、「だいたい實行可能である」（「大意可行」、「大略可行」、「大約可望有成」）、ないしは、「悪くはない」（「未爲不善」）と肯定しながら、細目についてなお討議の必要があるという留保をつけた（但其中節目甚多。苟非籌商亦有難以猝定者、「惟細節尚須詳議」）。彼は、

九月八日の第一回の會談において、次のように、問題點をいくつか指摘して議論をいどんでいる。（一）アヘンの一括購入を中國政府がみずから行うのか、民間會社（「公司」）に請負（「承辦」）わせるのか。ベアリングは、政府がみずから行う方式を強く推した。（二）インド政廳がみずから專賣を行っているベンガルと、藩王國の產出するマルワ・アヘンに輸出税をかける西インドとは、方式がちがうので、扱いが容易でない。（三）毎年のアヘンの賣渡價格をどうやってきめるのか。（四）賣渡し量（従つて、インド政府のアヘン收入）を一年一年遞減させて行くのか、それとも、たとえば、五年毎に減らすようにするのか。（五）アヘン貿易をこのように遞減させていつて、馬建忠のいうように、二、三〇年で全部停止とするか、それとも、ゆとりを持たせて、五〇年とすべきではないか。

第二日目、九月九日の會談については、「南行記」は、「午の刻、またベアリングに會いにいつて、暢談した」とあるだけで、「譯署函稿」に收められているこの日の問答の節略は、前述のように、第一日の分の三分の一にみたくない。ひとつ目につくのは、ベアリングの覺書を紹介したところでも觸れたことであるが、馬建忠が、細目についてのベアリングの意見の要點を書面にさせようとして、拒まれたことである。「問答節略」によると、ベアリングは、次のように理由をあげて斷っている。「自分はみずからインド政廳の財務の仕事に當つていて、およそ、文書にすることがあるときには、必ず先ず會議をした上でないと書くわけに行かない。況んや、この事は外交交渉にかかわる問題である。英國政府からの命令をうけていないので、證據になるような文書を勝手に書くことはできない。これは、實に職務上うける當然の制約であつて、決して、ことさらに責任逃れをするのではない。どうか、諒とされたい。」

「南行記」によると、この九月九日に、馬建忠は會談から戻ると、アヘン問題についての議論の状況の大略を報告する電報を李鴻章あてに打った。

さて、前述したように、馬建忠は九月一日にシムラを發ち、三日後にボンベイについた。ボンベイからは、彼はブーナへ赴き、同地でボンベイ知事ファーガソンから手厚い歓待をうけた。ファーガソンは、中國におけるアヘンに對する税率の數字をきくと、それは大へん低い、インドのアヘン輸出税は一二〇パーセントにのぼるものもあると答え、輸出税でこの通りなのだから、輸入税はもっと高率でもよいのではないかと述べた。

ブーナからボンベイに戻ると、馬建忠は、ファーガソンから連絡をうけていたアヘン稅務主任擔當官（「鴉片稅務總理」）巴哈克（原名未詳）の來訪をうけ、マルワ・アヘンに對する稅の仕組について、いろいろと學ぶことができた。次の日の朝、彼の方から巴哈克を訪ね、從來からのアヘン稅關係の規則を集めた三卷の書物を見せられた。

その日の午後、デイヴィッド・サスーン商會（David Sassoon and Company）の本店の責任者ソロモン・デイヴィッド・サスーン（「沙遜行主沙落滿」Solomon David Sassoon, 1841—1884）が會に來て、インドへなざりに來たお仕事はどんな様子か、とたずねた。馬建忠は、ただ觀察に來ただけであると答えた。彼は、また、中國では誰もがアヘンの稅金を高くすることに賛成で、すでに一五〇兩にきまつてゐる、罌粟栽培の禁を解けというものもあるが、これはもっともな考えである（「此說不爲無見」）、もしそうすれば、アヘンの輸入は日に日に減るだらうとのべた。

ちなみに、中國とのアヘン貿易に従事してゐるデイヴィッド・サスーン商會その他のボンベイ商人は、アヘン問題について政廳と話し合う爲に「中國の使節」（a Chinese Envoy）がインドに到着したことを聞き知ったとして、一八八一年九月七日附でリボン總督宛に請願書を送った。この請願書は、輸入アヘンに對する稅金が引上げられると土煙の競争力を更に高めることにすると警戒し、「中國におけるインド・アヘンに對する課稅の方法は、天津條約によつて認められてゐる現在の方法のままにしておくよう」にと要請した。同様の請願書が、ジャーディン・スキナー商會（Jardine, Skinner and Co.）

他三六人のカルカッタのアヘン商人からリボン宛に同年九月一三日附で送られた。ソロモン・デイヴィッド・サースーンが馬建忠を訪ねて来たのは、アヘン商人達のこうした動きを背景にしていることであることは、言うまでもなからう。^⑤

五 旅行中に會つた西洋人

旅行中、馬建忠は、英國の植民地官吏以外に、さまざまの西洋人に會つてゐる。

たとえば、上海で、彼はブラジル公使カラド（「略公使」Eduardo Callado）に出會ひ、晝食に招かれた。カラドは、當時交渉中であつた中國との條約案の一條項について議論を持ちかけたが、馬建忠は、別の仕事で來てゐることを理由に、その問題に立入ることを避けた。^⑥ イタリア公使デ・ルカ（「蘆嘉德」Fernando de Luca）は、彼を晚餐會に招いた。一四人の人が集まり、その國籍は一二ヶ國にわたつた。主人役のルカ公使は、李鴻章の爲に乾杯した。この席で、彼は新任スペイン公使ロドリゲス・イ・ムニョス（「祿利格」Don Tibercio Rodriguez y Muños）に出會つた。この人に對しては、馬建忠の方から、中國側が前任のスペイン公使との間で話しあつてゐた外交案件を話題にした。^⑦

香港では、ポルトガル領事ロウレイロ（「路領事」José de Silva Loureiro）が來訪した。彼は、汽船で日歸りできる近さだから、マカオへ遊びに行つて總督に會わないかと誘つた。馬建忠は、命をうけてここへ來てゐるので、勝手にマカオへ行くわけに行かないし、兩國間では未だに友好條約（一八六二年八月一三日、天津で調印）の批准交換ができないでゐるのもポルトガルに責任があつてのことだとして、申出を斷つた。^⑧ サイゴンでは、馬建忠と舊知の間柄であるコチンシナ總督ル・ミール・ド・ヴィレル（「駐港撫軍味納爾」Le Myre de Vilers）が歸國中であつたので、總督代理の海軍少將ド・トランティエーヤン（「德里盎總兵」le général de brigade d'infanterie de marine, de Trentinian）を訪ね、午餐に引留められた。^⑨

上海、香港、シンガポール、カルカッタ、およびボンベイにおいて、馬建忠は香港上海銀行（「匯豐銀行」the Hongkong and Shanghai Banking Corporation）の現地代表者と接觸してゐる。上海支店長カメロン（「加末隆」Ewen Cameron）は、

馬建忠とは天津で知り合った仲であつたが、彼を夜の宴會に招いた。香港では、同銀行の總支配人のジャクソン（甲克松）^{ヤン・マクソン} [Thomas Jackson] が、彼を訪ねて來た。カルカッタの同銀行代理人モリス（毛里士）^{モリス} [E. Morris] は、彼を管區銀行（印度官銀行）^{インディア・バンク} (the Presidency Bank) に案内して、その内部を見學させた。ついで、モリスは彼を晚餐に招いた。同席者は、管區銀行と同地のフランス銀行の長、二人であつた。ボンベイでは、香港上海銀行の代理人ノーブル（諾貝勒）^{ノーブル} [G. E. Noble] が、彼を商船のドックを見せに案内した。ドックの傍には倉庫が並び、その中には、鐵道の引込線で運ばれて來た輸出向けの穀物が充満してゐた。^⑤

上海のカメロンは、前述の宴會の折に、ロンドンの店から、中國の鐵道建設の爲に二千萬金ポンド（二千萬金磅）^{ポンド} まで喜んで貸そうと電報で言つて來たとして、次のようにのべた。「本銀行は、中國人が日本人よりも遙かに信頼できるといふことをよく知っているからである。かつ、鐵道は中國にとつても有益で、少しも損ではないものであると、皆が承知している。中國を助けたい人は多い。今は駄目であるが、將來は、必ず中國に鐵道を敷くことになるう。」^⑥ フランスの有力銀行、コントアール・デスコント・ドゥ・パリ（Comptoir d'Escompte de Paris）の副支配人ハードキャスル（赫德加斯肋）^{ハードキャスル} [E. J. Harcastle] は、丁度、上海支店に來ていたが、馬建忠を招いて酒杯をかわした。彼はその席で、もし、中國が借款を必要とするなら、自分の銀行は他行よりは安い利息で——六パーセントまで下げられよう——貸そうといい、その場合には、間に第三者が入ると、それだけコミッションがかさむから、直接に本銀行にあたつてくれと附け加えた。^⑦

上海から香港へ行く船の中で、馬建忠はジャーディン・マセソン商會のウィリアム・ケジック（開斯味）^{ウィリアム・ケジック} [William Keswick] に會ひ、長時間の閑談をかさねた。同商會の横濱支店長をした經驗のあるケジックは、日本の商人は信用できない（「反覆無信」、契約書も反故同然に扱う（「視券據若空文」）と極言し、他方、上海に店を設けてから三〇餘年になるが、中國の商人は一諾千金で、一度も損害を蒙らされたことはないとのべた。彼はまた、次のような苦言を馬建忠に呈した。「國の強いの、國の富による。國の富は、ただ、商業に依存する。中國人は、おおむね、貿易にくわしい。従つて、富國の基礎

は具わっているのだ。ところが、お國の政府はこれを手ける方法を知らないばかりか、いろいろと妨害をしている。このようにしながら富強を求めようと欲するのは、木に縁つて魚を求めるようなものである。ただ、中國の商人は學問がなく、人柄も野卑なものが多い。士大夫も彼らと交わることをいさぎよしとしないし、中國に居る我々西洋人仲間が中國の商人を宴會に招いたという話を聞いたこともない。本當に、中國の商人が學問をして、行儀もよくなれば、士大夫も彼らをさげすまないだろうし、西洋人も喜んで交わるだろう。そうなれば、官界で名聲を争うよりは、むしろ、市場で利益を争おうとするものが、日に日に多くなるだろう。これこそ、富強を求める一つの方法ではあるまいか。」

六 華僑との接觸

サイゴンとシンガポールとベナンで、馬建忠は何人かの華僑と接觸している。

たとえば、サイゴンでは、輪船招商局の代理人をしている張霽霖（字は、沃生）という商人を訪ねている。薛福成（一八三八一—一八九四）は、一八九〇年、駐英公使として赴任する途中、サイゴンで招商局の代理人たる張霽霖に會っている。薛福成の出使日記は、彼について、廣東省香山縣の人で、サイゴンに三〇年居住して、商賈で富をきずき、男の子が一〇人あったと述べ、「人となりは誠篤で、中國人の旅人を心をこめてもてなす」と評している。サイゴンで、馬建忠はまた、張霽霖の友人張鏡河から、同地のアヘン事情について聴取している。

シンガポールでは、彼は、中國領事館を訪れている。これは、中國が海外に設置した最初の領事館で、一八七七年に開設され、カントンに近い黃埔出身の大商人で、會黨義興會の顔役でもあった胡亞基（字は璇澤、シンガポールでは Hoo Ah Kay Whampoa として知られた）（一八一六—一八八一）が初代領事に任命された。馬建忠が來たときは、一八八一年三月に胡亞基が逝去したあとで、隨員蘇淮清が領事を代行していた。馬建忠がインドからの歸りにシンガポールに立ち寄ったときは、彼と舊知の間がらで「年少俊爽」（吳廣藩の評言）の左秉隆（字は、子興）が領事であった。彼はしきりに懐かしがっ

て馬建忠をもてなし、次の日の出帆の折には、船まで見送りに來た。^⑧

左秉隆は、胡亞基のような所謂商人領事ではなく、外交官領事官となる爲の正規の訓練を受けた官人であった。彼は駐防廣州正黃旗漢軍に屬する旗人で、廣東同文館の出身。成績優秀のため、京師同文館に送られて英語を學び、ついで英文副教習となった。一八七八年、曾紀澤公使のもとに、ロンドンの中國公使館勤務の英文三等繙譯官となったが、一八八一年に、曾紀澤の推薦でシンガポール領事となり、一期三年の任期を三期つとめた。その間、一八八二年に the Celestial Reason Association という中國人の爲の辯論協會 (a debating society) を組織して、みずからその會長となり、シンガポールの教育のある中國人たちの英語の力を磨き、教養と品性を高めることに努力した。薛福成は、一八九〇年、歐洲へ赴任する途中にシンガポールで會った左秉隆について、出使日記の中で、「左君は、當地で領事をつとめること九年になる。聰明かつ腕利きで〔精明幹練〕、外國語によく通じており、英國の役人とは、誰ともうまく行っている〔與英官皆浹洽〕。仕事の處理のし方は、きわめて穩當であるという評判である〔辦事頗稱穩愜〕。けだし、領事の中で出色の人物である」と評している^⑨。

ペナンでは、アヘンの精製を獨占的に請負っている邱天德 (Khoo T'hean Tek)、招商局の代理人である同知銜胡泰興、および大金持の辜上達と邱忠坡、という四人の中國商人が、馬建忠を宿の顔金水棧に訪ねて來た。彼らは北京官話を話さず、馬建忠が英語で話しかけても、よく通じなかった。そこで、居合わせた「撫衛司」(正しくは、「副護衛司」assistant protector of Chinese) カール (嘉爾) E. Karl) が、福建語と廣東語をよくしたので、通譯をつとめた。同じペナンで、この重立った役人であるマクネア (埠中督理瑪克奈者) Colonial engineer, Major J. F. A. McNair) が、馬建忠を畫食に招いた。カールと、他の役人二人も同席したその食事の雑談の折に、マクネアは、「この港の金持の商人は、ことごとく中國人であるが、彼らはいやしくて淺薄なので、話し合うことができない〔鄙陋不可與言〕。ただ、商賈のやり方がまじめで信頼がおける。それだからこそ、財産をつくることのできたのだ」とのべた。馬建忠は、「華英書院」をもっと設立し

て、彼らを教化すべきだろうと答えると、皆がまことに然りと云った、と記している。

シムラで、ある日、一人の廣東人が會いに來た。その言うことには、一五年前に茶商人として當地に來て、長年、ここに住んで家庭を作ったが、今では破産状態で、食べるにも事缺いていると。馬建忠が何ルピーかを與えると、その男は立去った。

七 馬建忠のインド觀

アヘン問題について調査し、かつ、インド政廳の意向を打診する使命を帶びてインドに來た馬建忠は、一ヶ月たらずの滞在で、インド、インド人、ないしはインド社會をどのように觀察したか。

馬建忠が八月一九日にカルカッタ港に到着して、インドについての最初の經驗は、船に上つて來た税關の小役人によって手荒く荷物を検査されたことである。カルカッタとボンベイで、馬建忠はしばしば吳廣霽と一緒に出かけて、町の中を見てまわった。前述のように、彼はカルカッタでは管區銀行とアヘンの競賣所を參觀し、ボンベイでは商船のドックを見學した。また、カルカッタでは、或る日の午後、裁判所の法廷を傍聽に出かけた。眞中に英國人の裁判官が居て、右側にインド人の通譯が一人、左側には「律師」(陪審員であろう)が數十人——英人とインド人が半數ずつ——並んでいた。裁判官がまず原告に訊問し、ついで被告の「訟師」(ソリシターのたぐいか)が訊問した。事件はいずれも金錢關係のもので、判決は流れるが如く下され、忽ちの中に數十件が片づいた。被告はおおむねインド人で、彼らは、合掌をして裁判をうけ、おそれおののいている風情であった。

八月三日の夜、カルカッタでアシュリー・イーデン招待の晚餐が終つたあとのお茶の席で、馬建忠は數人の大金持のナワブ(「土酋」 nawab)と一緒にになった。彼らは流暢に英語を話したが、その口ぶりから察すると、西洋風の政治に對してすこぶる批判的のようであつた。三日後に、彼らの中の一人の「磨羅」(原名不詳)という名のナワブが家令(「總管」)

を馬建忠のホテルによこした。家令は、ナワールが曾紀澤公使（「曾星使」）から贈られた「頭等寶星」（「寶星」は清末に外國人に贈った勳章で、「頭等」は First class の意）と、公使の公印（「關防」）を捺した公文書に英譯を添えたものを見せて、本當に中國政府が賜わったものかとたずねた。馬建忠は、欽差大臣（「星使」）公使は、欽差大臣の資格を帯びた）の印が捺してあるのだから、疑いもなく中國政府が賜わったものだと答えた。

「南行記」を読むと、馬建忠が英國の支配下のインドの歴史に鋭い關心を持っていたことがわかる。たとえば、彼は一八五七—五八年の「大反亂」（「咸豐八年兵變」）について、かなり要領をえた、短かい記述をしている。とりわけ、反亂後に事態がどう變ったかという點に注目している。彼はまた、英國政府と藩王國との關係、いいかえると、英國政府の藩王國に對する支配の方法に注目して、要點をおさえた説明をしている。

だが、馬建忠に一ばん強い印象を與えたのは、目の當りに見たボンベイの繁榮ぶりであつた。彼はすでに香港で、ボンベイはマルワ・アヘンを輸出するところで、その繁榮はまさに首都カルカタをしのぐとしてゐると聞かされていたが、ボンベイで、馬車に乗ってはじめて市中見物に出かけたときには、巨大な高層建築がぎっしりと並んでいる街並みにおどろき、また、實業の中心地域（「街市」）が廣大で、ロンドンにも匹敵することにおどろいた。

彼は、このボンベイの繁榮のよつて來るところを、アメリカの南北戰爭を一つのきっかけとするインドの綿業の勃興と関連させて、次のように説明している。「ボンベイ港は、四方を山に圍まれ、風や波の危險がない。商船は織るが如く往來し、各國はいずれも汽船會社があつて、ここと貿易している。その繁榮の理由を推察するに、アメリカの南北戰爭のとき、これまでアメリカの棉花を使つて來た歐洲の木綿工場は、アメリカからの棉花を輸入できなくなつた。そこで英國人はきそつてインドに赴いて棉花を買附けた。インドは、毎年、億萬ルピーもの棉花を輸出した。同治八年（一八六九年）にスエズ運河が開通し、インドに來る商船は、喜望峰をまわらないようになった。インドまで、二〇日ほどで行けることになり、インドとアメリカの歐洲からの距離はほぼ相等しくなつた。かくて、インドの棉花は歐洲を壟斷した。今日、イン

ドでは自ら織物工場「織廠」を設けるようになり、そのために英國の織物工場は自立しにくくなって、始めて尾大の患を味わっている。思ひ出されることだが、アメリカの内亂のとき、外國商人は中國へもやって來た。中國の棉花商人「販棉市僧」は、棉に水をしませ、目方をふやして利益をむさぼろうとした。棉は赤道を過ぎると、すべて腐って使いものにならなくなり、商いは絶えた。本當に、もし中國であまつている棉花を英國に運んで、その利益で、インドが得ているアヘンの利益を相殺することができたのであれば、元の太祖がインドを征服して、はじめて木棉をもたらし歸ったその功は、惠みを中國全體にひととき施したというだけにとどまらなかったであろう。だが、如何せん、一、二の奸商の爲に、我々はよい機會を逃してしまったのだ。それで、アヘンの輸入によって、國際收入は依然として際限もなく赤字をつづけ、インドに年々銀を供給している。インドは、これによって鐵道を敷設し、河川や運河を浚渫する。インドの民は日々富み、中國の民は日々貧しくなる。なげかわしいことだ。」

この文章は、ヨーロッパを直接に知っている中國の實務インテリが、一八八一年という時點で、一ヶ月たらずのインド滞在で、何を考え、どこに目をつけ、そして、何を感じたかを、鋭く示している。

八 むすび——吳廣霽の見た馬建忠

最後に、同行者吳廣霽の「南行日記」が描いてみせている人聞馬建忠の面影にふれて、本稿の結びとする。

七月一九日に天津で乗船した二人が、芝罘で一晚碇泊して、さらに上海に向つての航海中、七月二三日、「黑水洋」(所在未詳)にさしかかると東南風が強く吹き出し、船がひどく揺れた。吳廣霽は船に酔つたらしく、「南行日記」には、「余、高臥して食せず。すこぶる眉叔(馬建忠の字)の擲擲する所となる。然れども、壯心ことに挫けざる也」とある。八月二四日にペナンを出てからカルカタまでの數日間も、連日船が揺れて食事がほとんどとれず、吳廣霽は馬建忠にからかわれつづけた(「故無解於眉叔之嘲也」)。シムラで、馬建忠の仕事も終つて、明日は同地を發つという九月一三日の午後、

二人は馬に乗って遊覧に出かけた。「眉叔はいつも、お前さんは金持のおでぶちゃんだから、馬を躍らせることができないにきまっていると私を嘲けるので、ここで私は、轡たづなをふるって、馬を速く走らせようとした。すると眉叔は、自分は内ももに肉がついてしまったし、馬は力が弱いので、一緒にゆっくり行ってくれるとありがたいのだがといった。」

九月一五日、この日は二人はデリーで汽車を乗り換えて、ボンベイを目指し、ラージプターナを行く途中であったが、「南行日記」のこの日の項に、吳廣濡は次のように書いた。「眉叔觀察（道員馬建忠）は、おどけた才人（滑稽才）だ。私との交わりが深いので、私の上司だという身分を忘れて氣儘に振舞い、どんなことも、いたずらっぽくせせら笑う。こんどの旅行中、眉叔はずっと、この仕事のつらさをひどく嫌って、苦にしつづけた。あまりこぼすので、私は、到頭、眞面目な顔をして、大聲で激しく言い争って、これをとめた。私が反對したので、眉叔は、こんどは、自分自身を笑い草にした。やはり、遠慮のない諫言に耳を傾けることができる人なのだといえよう。」

註

- ① つぎの英文ペーパーは、外交と海軍についての上記の二論文を一つにまとめて要約したものである。Masataka Banno, "Ma Chien-chung 馬建忠 (1844—1900), a frustrated French-trained early reformist: his views on diplomatic service and naval training," *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko (the Oriental Library)*, No. 30 (1972), pp. 55—63.

- ② 「南行記」は、『適可齋記言記行』（序文、光緒二十年、木版本）（影印本が沈雲龍主編『近代中國史料叢刊』（臺北、文海出版社）、第一六輯に入っている）の中の『適可齋記行』に、その巻二と巻三として収められている。影印本では、木版本の丁

附がそのままプリントされている他に、各頁の下の欄外の餘白にアラビア數字で『適可齋記言記行』全体の通しページのナンバーが打たれている。即ち、「南行記」は、木版本では、『適可齋記行』巻二の一丁表から一九丁裏までと、巻三の一丁表から二四丁裏までであるが、影印本の下の欄外の通しページ附でいうと、それはそれぞれ、頁二四三—二八〇、および、頁二八一—三三八にあたる。本稿ではこの木版本を底本とするが、比較的どこでも閲覽できる影印本の通しページ附で、『記言記行』、頁□□として引用する。ちなみに影印本のところどころにみえる塗抹の部分は、財団法人東洋文庫所蔵の木版本と對校した限りでいえば、すべて木版本における塗抹と同じである。

「南行記」は、王錫祺輯『小方壺齋輿地叢鈔再補編』（上海著易堂排印本、序文光緒二十三年（一八九七年））（影印本、廣文書局、一九六四年）、第一〇帙にも収められている。この排印本と前掲の木版本では、こまかい點で内容に若干の相違があるが、二つの版本の間の關係は未詳である。

なお、私は既に、「南行記」について次のペーパーを公にした。Mastaka Banno, "Ma Chien-chung's mission to India in 1881: his travel account, *Nan-hsing chi* 南行記" (國際基督教大學「社會科學ジャーナル」[*Journal of Social Science*] 第一七號〔一九七九年三月〕、頁一〇七一—一二二)。これは、一九七八年一月に香港中文大學の中國文化研究所と香港大學のアジア研究センター (the Center of Asian Studies) で、私の「南行記」研究の中間報告として發表したもので、本稿はこれに全面的な補訂を加えたものである。英文ペーパーの起草に當っては、とりわけ、インド關係については松井透氏と山崎利男氏から、シンガポールとベナン關係については白石隆氏から、香港政廳と外國系銀行會社關係については濱下武志氏から、それぞれ詳細な示教をうけることができた。このたびの補訂に當っては、香港中文大學の王德昭氏と王爾敏氏から、吳廣霈その他の中國人關係についての懇切な示教に負うところが多かった。また、中文資料の読み方について前野直彬氏の教示を受けた。記して、謝意を表したい。

③ 「南行記」は、内容からいって、彼が歸國後に提出した報告書のようにもみえるが、序文や、跋文のたぐいもついているし、そうであると斷言できるだけの確證がない。

④ 吳廣霈「南行日記」は、前掲、王錫祺輯『小方壺齋輿地叢鈔再補編』第一〇帙に、馬建忠「南行記」のすぐあとに収められている。

⑤ 『記言記行』、頁二四三、二四五。訓令の内容は、ここに引いた「鴉片事宜を訪辦せよ」という以上には分らない。

⑥ 香港總督にあてた紹介狀は、馬建忠が外國文（「洋文」——この場合、英文）で起草したというが、その中文譯（もしくは中文の原文）の大意なるものが、「南行記」の八月二日（舊七月八日）の項に、翻註で入っている（『記言記行』、頁二五三—二五四）。その全文は、後出註⑧をみよ。インド總督宛の紹介狀（英文）の全文は、次をみよ。Imperial Commissioner, Peking, to Viceroy and Governor General of India, July 19, 1881, in "Papers regarding the visit of Ma Kie Tchong to India in 1881, handed in by Mr. Finlay, Secretary to the Government of India, Finance and Commerce Department" (*Minutes of Evidence Taken before the Royal Commission on Opium between 18th November and 29th December 1893; with Appendices*, vol. 2 [Presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty, London, 1894], pp. 397—398 [Appendix XV]). (以下「インド政廳からの報告書」は "Papers regarding the visit of Ma Kie Tchong to India in 1881" と同じ引用。) の紹介狀も馬建忠が起草したものであらう。その中文譯は、「南行記」にはのっていない。

⑦ 『記言記行』、頁二四五、二四七、二五一、二五三、二六一、

二七二—二七四、二七六、二七九、二八二、二八八。カルカッタの「大東客寓」を、現在も存する大ホテル the Great Eastern Hotel としたのは、荒松雄・松井透兩氏の示教による。

- ⑧ 『記言記行』、頁二八八、二九四—二九六、二九七—三〇八、三一一—三一二、三六一—三一九。

- ⑨ 『記言記行』、頁三三—三三八。

- ⑩ 前出、註②と註④をみよ。

- ⑪ このパラグラフでのべた吳廣霈の出自と経歴は、主として、彼が撰した『石鼓文考證一卷』(自序一九〇五年、陳準校刊『漱澗齋叢書』〔瑞安陳氏漱澗齋刊、全八冊〕所收、全二七丁)に寄せた陳洙の序文(一九三一年)によった。高祖芳培の傳は、『國朝耆獻類徵初編』卷一〇五、一三丁表—一四丁裏、にくわし。吳廣霈の第一回の日本勤務については、『日本外交文書』第一〇卷(日本國際連合協會、一九四九年)、頁一八八—一八九、および、次を参照した。Noriko Kamachi, "Huang Tsung-hsien (1848-1905): his response to Meiji Japan and the West," (Ph. D. thesis, Harvard University, 1972), pp. 378—379 (Appendix: "A list of the staff members of the Chinese diplomatic mission in Japan, 1871—1882"). 王韜『扶桑遊記』は、文海出版社刊、近代中國史料叢刊、第六二輯、所收のリプリントを参照した。右のほか、房兆楹・杜聯誥合編『増校清朝進士題銘碑錄附引得』(北京、哈佛燕京學社、一九四一年)、および、中華民國外交部檔案資料處編『外交部駐外各大公使館歷任館長銜名年表』(臺灣商務印書館、一九六九年)を参照した。吳廣霈が師事した徐壽朋は、『清史列傳』、卷六三、

および、『清史稿』、列傳二三三、に傳がある。

- ⑫ 鄭觀應『盛世危言』にはいろいろの版があるが、私は財團法人東洋文庫所藏の『盛世危言増訂新編』(光緒二十二年(一八九五年)、全一四卷八冊)を主として参照した。同書で、鄭觀應の論説のあとについている吳廣霈の論説は、次のとおり。

- (A) 卷八。——「海防上」附錄吳劍華「記日本議院論中國創設海軍事」

- (B) 卷一〇。——「邊防七」附錄劍華堂「續罪言天下大勢通論」〔鄭觀應の「邊防七」は、吳廣霈のこの文章をふまえて、日清戰爭直後の世界狀勢を論じたものである。〕

- (C) 卷一三。——「旗籍」附錄劍華道人附論。

- (D) 卷一三。——「販奴」附錄吳劍華「查視祕魯華工記」

- (E) 卷一四。——「限仕」劍華道人附論。

- (F) 卷一四。——「盜工」附錄劍華道人論。

右の六編の中、(B)は、やや短かいがほぼ同文のものが、「天下大勢通論」として、『小方壺齋輿地叢鈔再補編』第一一帙にも收められている。(B)以外の五編は、いずれも、陳忠倚輯『皇朝經世文三編』に再録されている。(D)は、『皇朝藝文文編』、卷六一、外史二、にも入っている。

なお、『盛世危言増訂新編』(光緒二十六年(一九〇〇年)、侍鶴齋重印、コロンビア大學所藏)(影印本、一九六五年、吳相湘主編『中國史學叢書』(臺灣學生書局)所收)には、扉に鄭觀應の數えの五〇歳の肖像寫眞があり、吳廣霈が題辭を書いている。この重印本には、右にあげた吳廣霈の六編の文章のうち、(C)と(D)だけが收められている。ただし、(C)は「劍華道人

附論曰」という文字がなく、いきなり「按」云云とある。また(10)の吳劍華「查視祕魯華工記」に先立つ鄭觀應の文章は、「販奴」ではなく、「招工」と題されている。かつ、「查視祕魯華工記」のあとに、さらに、鄭觀應の二六〇字ほどの按語がついている。

- ⑬ 「南行日記」、一丁裏。陳同甫が陳亮であることについては、島田虔次氏の示教をえた。

- ⑭ 「南行記」七月三〇日(舊七月初五日)の項に、「讀鴉片書數則。與友人縱談。鴉片入中國以來。遺禍之烈。糜財之多。慨然同感云。」(『記言記行』、頁二五一)とあり、「南行日記」二丁裏、の同日の項には、「眉叔繙閱西人論鴉片書。因與余論及鴉片自入我中國以來。遺禍甚烈。糜財更廣。今種之不許。禁之未能。數百萬金錢。日流入於印度。漏卮伊胡底也。言次同爲慨然。」とある。また、「南行記」八月二七日(舊閏七月初三日)の項に、「偃臥舵樓。披閱洋書。聞與友人共話」(『記言記行』、頁二八二)とあり、「南行日記」、七丁裏、の同日の項には、「余登樓如故。讀書亦如故。」とある。

なお、「南行日記」、一丁裏、の七月一九日(舊六月二四日)の項に、天津で二人が乗船したことを書いたあとに、「隨行二僕一西人」とあり、吳廣需の他にも隨行者のあったことが知られる。この西洋人については、「南行記」では、香港滞在中の八月一〇日(舊七月一六日)の項に、「命隨行洋人收拾返津」(『記言記行』、頁二六一)とあり、下僕については、ボンベイで、九月二三日(舊八月初一日)の項に、「令僕送行李上船」(『記言記行』、頁三二二)とあるのが、それをさすのであろう。

「南行日記」、一五丁表の九月一九日(舊閏七月二六日)の項では、馬建忠がブリーナへ赴いたことをのべて、「余與僕人留寓。申刻。携僕人乘馬車出往。」云云と記している。

- ⑮ 「南行日記」、二丁裏—二丁裏。これらの名前は、「南行記」の方には全く出て来ない。「上海名士」という表現は、王德昭氏の示教による。錢昕伯(錢徵、昕伯はその字)は、王韜の娘婿で、上海の『申報』の主筆をしていた。(Paul Cohen, *Between Tradition and Modernity: Wang T'ao and Reform in Late Ching China* [Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1974], pp. 77, 181, 292n51, 292 n 60)。姚賦秋については、吳廣需が初対面の印象を次のように記している。「揖坐。與之言。吐詞蘊藉。曾無俗韻。三四語後。遽把余案頭所置劍華堂詩錄。逐首高吟。擊節不已。亦一快事也。」(『南行日記』、一丁裏)。同人については、晚香留夢室主(黃協埴)主編『淞南夢影錄』(上海進步書局、序文光緒九年(一八八三年)、全四卷、『筆記小說大觀』、第一一帙(第二輯第五函)所收)、卷二、五丁裏、に次の記載がある。「昔年賦秋生在『上海』豫園創菊花會。會設四美軒。疏花瘦石。秋意滿前。紫艷黃嬌。令人作東籬下想。主人慘綠翩跹。詩情淡遠。首唱七絕二首。一對和者。如倉山舊主、龍湫舊隱、瘦鶴詞人、南湖逸史、掛竹詞人諸君。流連嘯傲。別具風流。自賦秋從軍遠瀋。此會久不舉行。」李芋仙については、『中文大辭典』に、「李士葵、字芋仙、四川忠州人、道光拔貢、博學能詩、任職州縣。去官後流寓上海。著有『天瘦閣詩卷』、『天補樓行記』等書。」とある。前掲の『淞南夢影錄』、卷三、四丁表裏、にある彼に

いてのかなり長い記事の中に、「二愛仙人。姓李。名士葵。號芋仙。爲湘鄉相國〔曾國藩〕入室弟子。以拔萃〔貢〕生出爲彭澤〔江西〕令。酒龍詩虎。意氣飛揚。而于民社事。却不甚措意。常與某方伯語。意見不合。直唾方伯面。遂被議落職。靖節風流。此其繼軌歟。解組後。薄遊海上。風塵佗倖。抑鬱無聊。

〔中略〕寓滬三載。人皆以狂放目之。」とある。ここにいう彼が官をやめさせられた事情については、劉體智『異辭錄』（影印本、文海出版社、『近代中國史料叢刊』第一八輯、所收）、卷二、五丁裏―七丁裏、にくわしいエピソードがのっている。吳廣霽は、李芋仙との初対面の折の模様を次のようにのべ、さらに、彼の奔放な振舞についていくたびかふれている（『南行日記』、一丁裏―二丁裏）。「賦秋爲余言。此間有一老名士李芋仙者。君願見之乎。余久耳李名。爲之欣躍。輒往扣關。一揖後。解衣縱談。如舊相識。賦秋極稱歎余詩。李見余扇頭自書望海三絕。又驚賦秋言。遽向余拜倒。狂態可掬。然其愛才服善之雅量。殆近百年來所罕覩也。」

⑬ 「南行日記」、二丁裏―四丁裏。「南行記」の方では、王韜のことは、往路は、八月七日（舊七月十三日）の日曜日に、彼と公園に遊びに行った話がでくるだけであり、また、インドからの歸りの折に、一〇月三日（舊八月二日）に、循環日報館の王韜のところに寄ったところ、鄭藻如からの手紙がとどいていたということが、みえるだけである（『記言記行』、頁二六〇、三二六）。

ちなみに、循環日報館の所在した中環百步梯は、通常、現在のの上環の樓梯街（Ladder Street）——千段ほどある石段の

道——とされているが、香港の日報紙『明報』、一九七九年五月一九日、五ページ、にのった「百步梯並非樓梯街」という寫眞入りの記事（王爾敏氏示教）によると、樓梯街からすこし東寄りの皇后大道中と歌賦街とをつなぐ七〇段ほどの石段の道こそが百步梯であると。

⑭ たえば、往路、香港に入港した夜、船から島を眺めての感想を次のように記している（『南行日記』、二丁裏）。「因嘆中外未通之日。此港一坏荒島。（中略）乃具族東來。鑿山通道。遂造屋開市。險者夷之。樸者華之。一轉瞬間。遂成中西第一關津。華夷第一巨埠。（中略）南洋鎖鑰。片島攸關。我得之可以自固藩籬。彼得之即可以抗我喉嚨。彼萬里叩關。談何容易。既得此島。則南洋之險在彼不在我。良以當我戶庭扼我要害。彼可以擒我不出。我不能拒彼不入也。（中略）擊楫有聲。雙淚俱下矣。」

⑮ 「記言記行」、頁二九〇、二九二、二九三、三〇九。

⑯ 事實、「南行日記」には、「爲眉叔刪潤日記」（五丁裏）、「眉叔……屬余條次日記」（八丁裏）、「爲眉叔整次日記及問答節略」（二三丁裏）といった記事がみえる。

⑰ 「南行日記」に、「與眉叔封發公事函件」（三丁裏）、「與眉叔商論事件」（四丁裏）、「晚與眉叔辦公事票函等件」（同前）、「爲眉叔整次日記及問答節略」（二三丁裏）、「晚爲眉叔封發公事函件」（同前）といった記事がみえる。

⑱ 外交史上の問題としての中國のアヘン貿易、ないしは英國の對中國アヘン貿易、の歴史を英國側根本資料にもとづいて通觀したものとて、現在でも最良の研究書とされるのは、オーウェ

への次の著書である。David Edward Owen, *British Opium Policy in China and India* (New Haven: Yale University Press, 1934). 一八五八年のフーセン貿易の合法化から一八八五年の芝罘協定追加條款調印までの「フーセンをめぐる中英交渉を中英雙方の根本資料にもといて詳しく検討した最近の研究として」汪瑞炯の次の著書がある。W. S. K. Waung, *The Controversy: Opium and Sino-British Relations, 1858—1887* (Hong Kong: Lung Men Press, Ltd., 1977). 洋關との関連で「フーセン貿易についてふしは詳しく論及したものである」として、當然のことながら「スタンレー・ライトの次の大著が役に立つ」。Stanley F. Wright, *Hart and the Chinese Customs* (Belfast: Wm. Mullian and Son, 1950). 本稿を起草するに當つては「ここに概説的な背景描寫をいふのは」一注記はしなかったが「この三冊をたえず参照した」。三冊とも馬建忠派遣にふれているが、「南行記」は引つてゐない。なお、一八五八年のフーセン貿易合法化についての我國における最近の研究として、井上裕正「清代咸豐期のフーセン問題について——特に咸豐八（一八五八）年におけるフーセン貿易の合法化をめぐる」『史林』、六三卷、三號（一九七七年五月）、頁三八七—四二〇）をみよ。

本稿では「公刊英文資料」としては、註⑥に引いた「Papers regarding the visit of Ma Kie Tehong to India in 1881」のほかに、次の二つのフルー・ブック（以上三つは「いずれも財團法人東洋文庫所蔵」と、總稅務司ハーターの海關ロンドン局長キャンベル（James Duncan Campbell, 1833—1907）宛書翰

集を参照した。China No. 3 (1882): *Correspondence respecting the Agreement between the Ministers Plenipotentiary of the Governments of Great Britain and China, Signed at Chefoo, September 13, 1876* [in Continuation of "China No. 2 (1880)"] (presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty, 1882; c.—3395), 99 pp. [以下「China No. 3 (1882)」と記す] *Correspondence with the Government of India respecting the Negotiations with China on the Subject of Opium* (presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty, 1882; c.—3378), 47 pp. [以下「Corr. with the Government of India on Opium (1882)」と記す] John King Fairbank et al., eds., *The I. G. in Peking: Letters of Robert Hart, Chinese Maritime Customs 1868—1907*, 2 vols. (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1975).

なお、本稿のねらいは「南行記」の内容の紹介であつて、フーセン貿易そのものの外交史的研究ではない。従つて、馬建忠の派遣の背景には、後述するようにサミュエル案もからんで、何か複雑な経緯があるらしいが、深くは立入らなう。

- ② Wade to Granville, Peking, June 3, 1882, *China No. 3* (1882), p. 76. 左宗棠の奏文は『左文襄公全集』「奏稿」卷五八、一四丁表—一七丁裏。この奏文は、六月二十九日附の『申報』に掲載されて、フーセン商人を驚かせた (Wade to T'so, Peking, July 23, 1881, *China No. 3* (1882), pp. 96—97.)。

- ③ 『徳宗實錄』卷一三〇、三三裏—四丁裏。

- ②④ 『李文忠公全集』、奏稿、卷四一、二七丁表—三二丁表。
- ②⑤ Wade to Granville, Peking, June 15, 1881, *China No. 3* (1882), p. 16. Do. to do., Peking, June 3, 1882, *Ibid.*, p. 78.
- ②⑥ Owen, *British Opium Policy*, pp. 229—234, 262—264. 李鴻章の反煙協會宛の書翰をのせた一八八一年七月二十九日附『タイムズ』は、東京大學新聞資料センター所蔵のマイクロフィルムを参照した。
- ②⑦ 『李文忠公全集』、奏稿、卷四一、三二丁表—三三丁裏。この片奏の中で、李鴻章の意見の骨子の部分の原文は、次の通り。
「臣維印度洋藥之來中國。必須先到香港。而私銷即在該處爲多。按總稅務司開呈總冊。每年私銷者。約有二萬數千箱。以現議每箱稅釐百五十兩計之〔左宗棠の提案をみよす〕。是每年偷漏銀已三百數十萬兩。將來南北各口驟加捐數。難保各省奸商不徑赴香港私運。至沿海無關卡之處。瀝賣私銷。則成本愈輕。獲利愈厚。(中略) 誠能於香港設立公司。專歸公正殷富華商經辦。仍聽官主持一切。務使全網在握。毫無偷漏。不但歲餉頓增數百萬。而各省口岸內地之局卡。及各路之巡船。均可裁撤。節省糜費。尤屬不少。」
- ②⑧ Waung, *The Controversy*, pp. 106, 241 n 35, citing Wade to Granville, confidential, no. 25, May 25, 1881, FO 17/857. 私が『社會科學ジャーナル』第一七號に發表した前稿(本稿註②をみよ)の一三二ページにあるサミエール案についての要約は、『清季外交史料』卷二七三四丁裏—三六丁表とD. C. Boulger, *The Life of Sir Halliday Macartney* (London: John Lane the Bodley Head, 1908), pp. 404—405. にみえるものによつたが、これはサミエールが一八八二年に再び中國に來たときの提案であつて、内容がすこし違ふ。わたくしはこの資料の文脈を読み誤つて、一八八一年の案とつた。この訂正によつた。
- ②⑨ Wade to Granville, Peking, June 3, 1882, *China No. 3* (1882), pp. 76—77. 總稅務司ハートは、海關ロンドン局長キヤンベルにあてた一八八一年五月二二日附の書翰の中で、サミエールはインド省 (the India Office) 事務次官マレット (Sir Louis Mallet, 1823—1890) がハートの問題調査の爲に派遣したハート (Fairbank et al., eds., *The I. G. in Peking*, letter no. 330.)
- ③⑩ Waung, *The Controversy*, p. 106,
- ③⑪ Wade to Granville, Peking, June 3, 1882, *China No. 3* (1882), p. 80.
- ③⑫ Fairbank, et al., eds., *The I. G. in Peking*, letters nos. 342, 344. ハートは、終始、サミエール案に好意を持ちつづけた。同書のあちこち(索引で、サミエールの項をみよ)のほか、次をみよ。Wright, *Hart and the Chinese Customs*, pp. 561—564, 566.
- ③⑬ 吳廣霈によると、七月二日(舊六月二六日)に、煙臺(芝罘)停泊中に、馬建忠とともに上陸して、デトリングを訪ねている(『南行日記』二丁表)。
- ③⑭ 『李文忠公全集』、『朋僚函稿』、卷二〇、一三三丁裏—一四丁裏。引用した部分の原文は、次の通り。「此事關係重大。必須印度與香港英官允行。方可試辦。威使陰庇印度餉源英商生意。」

一味狡猾。無可商議。敝處擬派馬道建忠改裝前往香港印度各埠。密察商情。就便竄函。徑晤各該處總督。討論一切。大意以中英兩面大局。在我須免偷漏稅餉。在彼須保印度入款。如何妥籌漸減漸少之法。若有成議。再看華商能否集資設立公司。英員能否照允。欲先洞悉底細。乃有辦法。此係鄙人私見。並未商明譯署。第恐馬道至香港印度後。彼或電報外部。儻向執事詢及。乞將微意轉告爲幸。」

③⑤ 『記言記行』、頁二四七、二四八、二五一、二五七。ペナンからカルカッタへの船の中でも「洋書」をよんでいるが(同書頁二八一)、やはりアヘンの本であらうか。なお、註⑭をみよう。

③⑥ 『記言記行』、頁二五二—二六二。アヘンに關する保存記録の書きぬきを、馬建忠が香港からサイゴンへ行く船の中で整理したもの、(「南行記」の八月二三日(舊七月一九日)の項に、六項目に分けて收められている(同書、頁二六二—二七三)。ちなみに、馬建忠は上陸するとすぐにヘネシイの許に李鴻章の紹介狀をとどけたが、その内容(中文譯)は、次のとおり(同書、頁二五三—二五四)。「邇者鴉片一節。本國反覆籌思。迄無良法。以期辦理之盡善。本大臣前次在煙臺訂約。于鴉片增稅一款。尤懇懇焉。乃在再五年未曾踐約。是所望于貴大臣之良謀碩畫者也。本大臣亟欲考究其底蘊。特遣馬道建忠至港。將由此而西貢。而新加坡。而加爾古塔。惟求訪問得實。行蹤均屬未定。至本大臣之意。馬道知之甚明。亦將直陳于貴大臣之前。望貴大臣深信勿疑。如馬道前往印度。尙祈函致該處制軍。爲之介紹。」

アイテルの肩書の「參贊」を祕書官と譯したのは、私が本稿

において、氏名が漢字の音譯で示されている西洋人が誰であるかを確かめる爲に參照して大うに役立った *The Chronicle and Directory for China, Japan and the Philippine, etc. for the Year 1881* (Hong Kong: Daily Press Office) の Hong Kong directory の Colonial Government の項(同書頁一九三)の "Private Secretary—Dr. E. J. Eitel" の名を記した。彼の傳記については、次をみよう。G. B. Endacott, "A Hong Kong history: Europe in China, by E. J. Eitel 譯者註: the man and the book," *Journal of Oriental Studies*, vol. IV (1957), pp. 41—65. これによつて、アイテルの當時の職名は、Supervisor of Interpreters and Translator to the Supreme Court であつた。また、彼はチュービゲン生れのドイツ人であつたが、一八八〇年に、香港の中だけで通用する英國人としての資格をえた。馬建忠は、彼について「歐英人也。爲燕心腹。居港多年。能廣語。待華人甚善。」(『記言記行』、頁二五四)とのべている。

③⑦ 『記言記行』、頁二五七—二五九。

③⑧ 「故特遣本道趨謁。訪求良法。務期煙稅可加而漏私盡絕。且使主持鴉片之權歸公家而不歸私販。庶期年減一年。漸有銷除之望。祈貴撫軍大力有以助成之也。」(『記言記行』、頁二五八)。

③⑨ 『記言記行』、頁二六一—二六二。

④① 『記言記行』、頁二五六。馬建忠が閱覽を許されたアヘン問題についての保存記録の中に、この年の四月二二日にサミュエルがヘネシイに宛てた次のような書簡があつた。「啓者。職員爲印度及外務兩部遣來印度。飭訪鴉片事務。今至貴治。務乞將

有關鴉片文件擲闕爲幸。」(『記言記行』、頁二六六)。

④① 『記言記行』、頁二六〇。

④② 『記言記行』、頁二六二。ヘネシイは、この年(一八八一年)の九月到北京で李鴻章に會ったときに、馬建忠が主張した案に賛成だと述べた(Waung, *The Controversy*, pp. 110—111.)。

④③ 『記言記行』、頁二七四—二七五、二七八—二七九。

④④ 『記言記行』、頁二八四、二八六—二八七。ここで「怡和行」とあるのは、おそらく、一八八一年九月二六日附でインド總督リボン宛に請願書を送った、中國とのアヘン貿易に従事している三七人のカルカタ商人の代表として名前の出ている「Jardine, Skinner, and Co. のことであらう。次をみよ。China No. 3 (1882), pp. 18—19.

「南行記」の八月三〇日(舊閏七月六日)の項に「英屬印度。區分三省。省設一撫軍。復設制軍以統之。」とある(『記言記行』、頁二八二)。即ち、總督 (Governor-General, or Viceroy) と知事 (Governor) のちがいと關係とはっきりと認識して、譯し分けていると言える。ただ、もとのベンガル知事がインド總督になったので、ベンガル管區には知事をおかず準知事 (Lieutenant-Governor) をおいたが(山本達郎編『インド史』(山川出版社、第三版第一八刷、一九七七年)、頁一九五—一九六)、馬建忠はこのベンガル準知事をも「撫軍」と譯している。これは、やや不正確とすべきか。

④⑤ 『李文忠公全集』、「譯署函稿」、卷二二、二六二裏—三三二下表(馬道建忠在印度西末喇謁晤黎督貝戶部問答節略)。これは、一八八一年二月八日附の總理衙門宛の「函」にコピーを

同封して、總理衙門宛に送ったものである。

④⑥ 『記言記行』、頁二九七—三〇二。この「南行記」に入っている「節略」は、「譯署函稿」所收のものとの間に若干の異同がある。

④⑦ Government of India to Secretary of State for India, Simla, Oct. 1, 1881, "Papers regarding the visit of Ma Kie Tchong to India in 1881." これは「本文一八〇語たらずの短かいものである。同封文書として、李鴻章の紹介狀(前出、註⑥をみよ)と、ヘアリングの起草した「馬建忠との會話の覺書」が入っている。李鴻章の紹介狀はややぎこちない英文で書かれているが、馬建忠派遣の目的を、「爭われている本件に關する若干の情報を直接の調査によつて集めること」"to collect by private [?] enquiry certain information bearing upon the matter at issue." としよう。

④⑧ 『記言記行』、頁二九七。

④⑨ 「譯署函稿」、卷二二、二五二裏—二六二裏。

④⑩ "Memorandum of conversation with Mah Kie Tchong," by E. Baring, Simla, Sept. 12, 1881, in "Papers regarding the visit of Ma Kie Tchong to India in 1881."

④⑪ インド政廳のインド省宛の一八八一年二月九日附の報告(一八八一年第三二號信)は、インド省の問いに答えて、「アヘン問題についての政廳の立場を詳しく總括したものであるが、その末尾の第七八パラグラフで馬建忠の來印にふれ、ヘアリングが「個人の資格で」のべた意見を「確認」して、「中國政府が、引續く交渉の基礎となるような提案を、敢えて、出し

て来た場合には、我々は、このむずかしい問題に雙方の満足するような決着をつけることを切望して、どんな提案でも検討する「めりである」とのべた。Corr. with the Government of India on Opium (1882), p. 24.

⑤2 馬建忠の「問答節略」では、彼の提案は次の通り。「儻使印度歲出鴉片。或專售於中國國家。或專售於中國所指爲承攬公司。

通盤交易。不復輾轉他商之手。並將出口鴉片箱數。立一定額。每歲遞減。約積至二三十年之久。減完自然禁絕。如是辦法。則銷售鴉片之權操自兩國國家。中國於進口鴉片無虞姦商之偷漏。貴國於出口鴉片亦歲有定項之可收。數十年間。無待仰衆商之鼻息。且使貴國會議鴉片者。行見減裁有法。群喙自塞。善全之策莫此若也。」(「譯署函稿」、卷二、二七丁表裏。併照、『記言記行』、頁二九八)。

⑤3 第一回會談の「問答節略」は、「譯署函稿」、卷二、二六丁裏—三〇丁裏、および、『記言記行』、頁二九七—三〇二。第二回會談のは、「譯署函稿」、卷二、三〇丁裏—三二丁表。

⑤4 『記言記行』、頁二〇一。

⑤5 「至余身任印度戶部之事。凡有所形諸紙筆者。必先集議而後可行。況此事有關交涉。既未奉有英廷之命。亦詎敢私立筆據。此實職分限之。並非故爲推卸也。貴道尙其諒之。」(「譯署函稿」、卷二、三二丁裏)。

⑤6 『記言記行』、頁三〇三。この電報の内容とおぼしきものの内容を、李鴻章は、駐英公使曾紀澤宛の一八八一年九月三〇日附の函の中で、次の様に知らせている。「洋藥加稅釐一節。迄無定議。馬建忠往晤香港印度兩督。據其電信。印督謂中國統買

洋藥。大意可行。官辦尤妙。樂從無阻。惟價數宜定。及一年遞減或五年通減箱數。並三十五年限各節。事關交涉。宜公使商酌。此地難定等語。該道即日回津。官辦公司殊多窒礙。商辦亦難有把握。」(「李文忠公全集」、「朋僚函稿」、卷二〇、一八丁表)ここに引用されている電文は、ヘアリングとの會談の要旨を實に鮮かに要約している。

⑤7 『記言記行』、頁三一八。

⑤8 『記言記行』、頁三七、三一九—三二一。

⑤9 『記言記行』、頁三二—三三二。ソロモン・デヴィッド・サスーンに「次をみよ。Cecil Roth, *The Sassoon Dynasty* (London: Robert Hale, 1941; reprinted by Arno Press, New York, 1977), pp. 90—91.

⑥0 *China No. 3* (1882), pp. 18—20.

⑥1 『記言記行』、頁二四七、二四八。

⑥2 『記言記行』、頁二四九—二五〇。

⑥3 『記言記行』、頁二五五。一八六二年の中葡條約は、マカオの地位に關する規定の再交渉をポルトガルに求めて容れられなかったで、中國側が批准を拒んだのである。

⑥4 『記言記行』、頁二七三—二七四。

⑥5 『記言記行』、頁二四七、二四九、二五五、二七五—二七六、二八七、三二二、三二六。馬建忠が行く先ざきで同銀行に接觸したのは、兩替や船の切符の手配の爲でもあった。長く總支配人をつとめたトマス・ジャクソンは、同銀行の基礎を築き、これを發展させた大物であり、ロバート・ハートと匹敵する人物とされた。カメロンは、後年、中國の外債募集に深くかわつ

た人で、一八七三年から八九年まで、上海支店長のノーブルも、同銀行の擁した逸材の一人で、後年、總支配人となった。彼らの活動については、同銀行の次の百年史を参照。Maurice Collis, *Wayfoong, the Hongkong and Shanghai Banking Corporation: A Study of East Asia's Transformation, Political, Financial and Economic, during the Last Hundred Years* (London: Faber and Faber, 1965).

- ⑥⑥ 『記言記行』頁二四九。カメロンのこの發言の背景には、一八七六年に英國商人たちが敷設した吳淞・上海鐵道を中國地方官憲が買収して取りはずしたという有名な一件があるようでもある。發言中の「千萬金磅」というのは金額が大きすぎる。「二百萬金磅」の誤植かもしれない。なお、「南行記」には、鐵道に言及した記事が散見し、馬建忠の關心のほどが知られる。次をみよ。『記言記行』頁二七三—二七四、二八三、二八四、二九一—二九二、三〇七、三〇八、三〇九、三一五、三二〇、三二二、三二四。

- ⑥⑦ 『記言記行』頁二五〇—二五一。ハードキャスルの發言は次のとおり。「倘中國需用借項。頗願效勞。並可較他銀行減利至六釐。並云前貴國借債之時。曾有向我行談及者。因慮經手人多。從中取利。有損本行聲名。是以辭之。以後中國借款。似須向各行探聽利息實在情形。庶不至誤出重利。」

- ⑥⑧ 『記言記行』頁二五二—二五三。引用した部分の原文は、次のとおり。「國強基於國富。國富惟賴行商。華人率精貿易。富國之基在焉。乃貴國不惟無法推助。且多方阻撓。此而欲求富強。猶緣木求魚也。但華商不學無術。人多鄙吝。士大夫既不屑

與交。即我西人在中國者。亦從未聞邀華商與宴。誠使華商讀書通文。彬彬習禮。則士不鄙棄。西人樂交。將見爭利於市。較爭名於朝者日衆。非講求富強之一道歟。」

- ⑥⑨ 『記言記行』頁二七二—二七三。

- ⑦⑦ 薛福成『出使英法義比四國日記』（上海鴻寶齋石印、醉六堂發兌、一八九二年）卷一、六丁表。張謇霖のことは、一八八四年に「夷情を偵探」する爲に、サイゴンとシャムに派遣された鄭官應（鄭觀應）の『南遊日記』（自序、光緒一〇年（一八八四年））（『中山文獻』第八冊（吳相湘主編『中國史學叢書』第一冊、臺灣學生書局、一九六五年）所收の影印本）、頁一九—二二、七五、七七、八一—八九、にもみえる。

- ⑦⑧ 『記言記行』頁二七三。

- ⑦⑨ 『記言記行』頁二七四—二七六。シンガポール領事館の創設と初期の状況については、陳育崧「新嘉坡中國領事設置史」『南洋雜誌』第一卷、第六期（一九四七年四月）、頁二二—二三。胡亞基の事蹟は、次の諸書にくわしく（それぞれの索引をみよ）。Song Ong Siang（宋旺相）『One Hundred Years' History of the Chinese in Singapore』（London: John Murray, 1923）. Walter Makepeace et al., *One Hundred Years of Singapore*, 2 vols. (London: John Murray, 1921). L. F. Comber, *Chinese Secret Societies in Malaya: A Survey of the Triad-Society from 1800 to 1900* (Locust Valley, N. Y.: J. J. Austin, 1959). また、胡亞基などの活躍した、當時のシンガポールの華僑社會についての研究として、次をみよ。白石隆「華民護衛署の設立と會黨——一九世紀

シンガポール華僑社會の政治的變化」(『アジア研究』二二卷、二號(一九七五年七月)、頁七五一—〇一)。

⑦③ 『記言記行』、頁三二五—三二六。「南行日記」一七丁表。

⑦④ 左秉隆については、註②に引いた陳育松「新嘉坡中國領事設置史」および次をみよ。朱傑勤「左秉隆與會紀澤」(『南洋雜誌』

第一卷、第四期(一九四七年二月)、頁七五—七六)(同誌の同期の表紙に左秉隆の肖像あり)。Song Ong Siang, *op. cit.*, pp. 209—210, 220, 226—227, 250, 252. 孫子和「清代同文館之研究」(臺北、嘉新水泥公司文化基金會、一九七七年)、頁一九〇、一九一、四三四—四三七、四四三、四五三、四五四、五〇一、五〇四、五三九。薛福成の評言は、彼の『出使英法義比

四國日記』、卷一、八丁表—八丁裏。鄭觀應は一八八四年に左秉隆と、シンガポールにおける中國人の土木勞働者の慘狀について議論をしている(前掲、『南遊日記』、頁九一—九五)。

⑦⑤ 『記言記行』、頁二七六—二七八。來訪した四人の商人の中、大伯公會という會黨の「大哥」であった邱天德については、次をみよ。Leon Comber, *op. cit.*, pp. 115—116, 119—123, 126—127. その他の三人については未詳。

副護衛司というのは、契約移民の保護と會黨の取締りを目的として、英國の海峡植民地政廳が一八七七年に華民護衛署(Chinese Protectorate)を設立し、シンガポールに華民護衛司(protector of Chinese——初代は W. A. Pickering)を、ペナンに副護衛司(assistant protector of Chinese——初代は E. Karl)をおいたのである。この機構については、註②に引いた白石隆論文と、鄭惠明「華民政務司署史略」(『南洋學

報』四卷、一輯(一九四八年)、頁五四—五九)をみよ。カーン(E. Karl)とくつては、次をみよ。L. F. Comber, *op. cit.*, pp. 220, 233, 235. *Chronicle and Directory... for the Year of 1881*, p. 464.

マクナブ(J. F. A. McNair)とくつては、次をみよ。Chronicle and Directory... for the Year of 1881, p. 464. Makepl-ace et al., *op. cit.*, vol. 1, pp. 96—97, 287. L. F. Comber, *op. cit.*, p. 49 n.

マクナブとの會話で馬建忠がいった「華英書院」とは、具體的にどういう學校をいけばモデルとして彼が考えていたのか、不明である。ちなみに、ペナンの華僑社會の概況について、彼は次のように記している。「此間華商僑寓者約八萬人。閩商爲首。廣幫次之。非如新加坡之富戶盡屬廣人。顏[顏金水棧のあるじたる閩商]之居室悉仿西制。埠內華商。皆構別墅。鸞飛鳥革。洵足爲吾國生色。不圖海外竟別開生面如此。」(『記言記行』、頁二七六—二七七)。

⑦⑥ 『記言記行』、頁三〇三(九月一日〔舊閏七月一八日〕の項)。「南行日記」一二丁裏(九月八日〔舊閏七月一五日〕の項)に、「忽有一華人至館。驚起詢之。則此間絕無華商。渠胡姓偶以業茶來此。今實本銷折。流落不能歸。惻然憫之。」とある。この同じ胡姓の中國人が、また訪ねて來たのであろう。

⑦⑦ 「關督登舟。搜檢甚苛。」(『記言記行』、頁二八二)。「南行日記」八丁表、ではやや詳しく、「俄至關。舟停。關督登舟搜檢。傾箱倒篋。至食物書籍。皆云須稅。是何關政之苛。」とある。

⑦⑧ 『記言記行』、頁二八四—二八五。

⑦⑨ 『記言記行』、頁二八四。「南行記」には、「土酋」という表現が、ほかにも度々出てくる(同書、頁二八八、二八九、三〇八、三〇九)。同じ意味で、「酋長」と言っている場合もある(同書、頁二九三、三〇八)。おそらくは、藩王その他の門閥を、落ちぶれているものも含めて、包括的に意味しうるナワープ(nawab)(イスラム系)もしくはラージャ(raja)(ヒンドゥー系)の譯語として用いたものだろう(松井透氏示教)。ここでいう「土酋」とは、具體的にどういうものを指しているのか、分らない。假に、漠然と、ナワープとしておいた。

⑧⑩ 『記言記行』、頁二八八。

⑧⑪ 『記言記行』、頁二九三—二九四。

⑧⑫ 「喇嘛蒲羅^{ラマ}。麥長千五百里。內列酋長數十。各治其土。有英官監之。按英人與其藩屬立有條約。雖不盡同。大要有二。

一約土酋非奉英朝之命。不得擅自興兵。一約酋長當養兵若干名。英國有事鄰境。當助之。且歲輸兵費若干。至國內政事雖可專行。而大計一稟諸英監。立約之後。英仍蠶食。顧藉口於土酋之不遵盟約。暴使其民奪其政柄。而自代之。(中略)土酋沒後無嗣。亦霸占之。而土酋無嗣者。衆皆畏英。咸豐八年兵變之役。群思蠢動。其明年印度制軍請於英廷。許土酋無嗣者以支庶承襲。遂安焉。今則英人監其國。不參政事。殆利其不治可藉爲口實歟。」(『記言記行』、頁三〇八—三〇九)。

⑧⑬ 『記言記行』、頁一六二。

⑧⑭ 『記言記行』、頁三二二。

⑧⑮ 「孟買海口。四面環山。無風濤之險。商舶梭織。各國皆有輪

船公司。以通貿易。推其興旺之由。則在花旗南北交戰之時。初

歐洲織布廠。皆用美國棉花。及美內亂。棉花無出。於是英人競

往印度收棉。印度歲出棉以億萬計。迨同治八年鑿通蘇合渚河。

販舶來印度者。不復繞大浪山。計程二旬日。則印度與美國之距

歐洲適相埒。而印度之棉。遂壟斷歐土矣。及今印度自設織廠。

而英人織廠幾無以自立。始有尾大之患。回憶花旗亂時。洋商亦

至中國。販棉市偷滲水翼浮秤以取利。棉過赤道。盡腐朽不可

用。而販商遂絕。誠能以中國有餘之棉。運往英國。使償印度鴉

片之利。則元太祖征印度取吉貝回之功。又豈特衣被天下一時而

已哉。奈何爲一二奸商致失事機。仍令鴉片無窮之漏卮。歲輸印

度。爲之關鐵道。爲之濬河渠。印度之民日富。中國之民日細。

可慨也已。」(『記言記行』、頁三一四—三一五)。なお、馬建忠

はシムラで郝西爾(原名未詳)という名の役人から關稅のことを

をきいたが、その話の中に、「其進口稅以棉布爲大宗。今亦自

立織布局。以與英之織廠爭市。若於英國棉布仍征進口稅。則英

之織布局勢將閉歇。」とあったとする(同書、頁三〇四)。

當時のボンベイの綿業については、七、八年あとの状態につ

いてであるが、一八八九年に佐野常樹(農商務省書記官)が川

邨利兵衛(大阪紡績會社)と杉村儒之助(三重紡績會社)を伴

つてボンベイ綿業視察の爲に派遣され、歸朝後に提出した詳細

な調査報告が、澁澤青淵記念財團龍門社編『澁澤榮一傳記資料』

第一〇卷(澁澤榮一傳記資料刊行會、一九五六年)、頁二六七

—三三八、に收められている。なお、英國の綿業におけるアメ

リカ棉とインド棉、および、兩者の關連に論及した研究として、吉岡照彦「イギリス資本主義確立期の原棉問題」(『東北大

『學文學部研究年報』第一五號（一九六五年）、頁九一—一二七）を参照。一九世紀後半、ことに南北戦争以後のインドの棉花輸出と綿工業についての簡にして要をえた記述として、山本達郎編『インド史』第三版、第一八刷、山川出版社、一九七七年、頁二六六—二六九（松井透執筆）、を参照。

86 「南行日記」、一丁表。

87 「南行日記」、七丁裏。

88 「酉刻。偕眉叔乘馬出遊。眉叔常謂金痴肥必不能躍馬。至是余振臂欲馳。則眉叔謂脾生馬劣。囑與緩行適意云。」（『南行日記』、一三三丁裏）。

89 「眉叔觀察滑稽才也。因與余深交。忘分脫略。嬉笑無所不至。是役一路頗厭苦之。至是正色大聲激論以規正。眉叔爲之已諱。尙可謂能受盡言矣。」（『南行日記』、一四丁裏）。「滑稽」とは、藤堂明保編『學研漢和字典』（學習研究社、一九七八年）によれば、「なめらかな表現で人を自分のペースにのせる才人。また、おどけの知恵」。

なお、歸りのシンガポールから香港への航海中、吳廣霽は熱病で苦しんだ。馬建忠が呼んで來た船中の西洋醫が體溫計（水銀細玻璃管）を口に入れて熱を計り、白い粉末の下劑をのま

せた。この藥が利かないので、次の日に水藥をのませたが、熱は引かず、便通もなかった。吳廣霽は、馬建忠がとめるのもきかず、自分の持っていた「紅靈丹」を服用した。すると、何時聞かたつて激しい腹痛がして、一氣にとつと腹がぐたり、俄かに氣分がよくなった。粥が食べたかったが、それもかなわず、西洋人のボーイがすすめるスープ（牛肉湯）を領むと、氣持が悪くなった。數日後に香港について、王綽のところへ粥を二碗、「南腿」や「醬瓜」をそえて、食べさせてもらって、甘露にありついた思いがした。丁度、駐米公使として赴任する鄭藻如から、隨員になつてもらうことに既に「奏調」したという手紙がとどいていたが、馬建忠が笑つて、インドへ行つてひどい病氣になつたのだから、もう二度と遠くへ行こうとはしないにちがいないと言つた。吳廣霽は、香港でゆつくり養生をしてからと考えていたのだが、そう言われて、急に元氣が出た。「南行日記」の原文に曰く、「乃中於眉叔一激。豪氣陡增。所患若失。越日遂行。從之又東去中土數萬里矣」と。（以上、このパラグラフは、『南行日記』、十七丁裏、による。）

（一九七九年一〇月一六日攔筆）

Ma Chien-chung's Account of His Mission to India in 1881

Banno Masataka

Ma Chien-chung 馬建忠 (1844-1900), the author of *Ma-shih wên-t'ung* 馬氏文通, a pioneer modern book of grammar, has been known as a capable administrator and negotiator in the service of Li Hung-chang 李鴻章, and also as a sophisticated French-trained reformist thinker. The collection of his writings, *Shih-k'o-chai chi-yen chi-hsing* 適可齋記言記行 (preface, 1896) contains eleven occasional memoranda or treatises dealing with such topics as economic policy, diplomatic service, naval training or modern railways, and five accounts of his missions as emissary, investigator or political agent. Perhaps the most remarkable of these latter five accounts is *Nan-hsing chi* 南行記, which is an account in the form of day-to-day journal of Ma's mission to India in 1881.

Ma was sent to India by Li Hung-chang in order to obtain information on the opium question, especially the opium revenue system, and also to sound out the government of India on the possibility or practicability of gradually reducing and eventually terminating the opium trade to China by agreement. On his way to Simla, the summer capital of British India, and from Simla back to China, he visited Shanghai, Hong Kong, Saigon, Singapore, Penang, Calcutta, Bombay, Poona, Colombo, and again Penang, Singapore, and Hong Kong.

His travel account is valuable not only as material for the study of his official activities during the mission, but also as records of his observations on the Chinese and Westerners he met with and the places he visited. In particular, Ma's image of India as represented in the account might be of some interest to any student of Asian history. It shows how India as of 1881 was seen by an educated Chinese traveller, moreover by one who was vigorously engaged in government service and who knew both Europe and China.

Ma Chien-chung had a travel companion in the young educated man named Wu Kuang-p'ei 吳廣霈 (1855-1919). Wu had studied the so-called *yang-wu* 洋務 and wanted to serve abroad as a diplomat or consul. This

man also wrote a detailed journal of the journey, entitled *Nan-hsing jih-chi* 南行日記. While Ma's account is mainly concerned with the official side of the journey, Wu's journal describes cities and landscapes of the places visited and manners and customs of local inhabitants. It also records social contacts that Ma and he had with Chinese friends in Shanghai, Hong Kong or Singapore. Thus, by reading both and comparing them, we can have clearer understanding of the various aspects of this journey.